

修身科の成立過程

藤田昌士

構成

はじめに

I 小学校教科課程の変遷過程と修身科

- (1) 近世庶民教育の伝統
- (2) 西欧の教科課程の影響
- (3) 「学制」における小学教科課程と修身科
- (4) 「学制」下における師範学校（東京師範学校）ならびに府県の小学教則
- (5) 「教育令」下の小学校教科課程と修身科
- (6) 首位教科修身の成立

II 国家の教育要求と修身科

- (1) 「皇道主義」と人民教化政策
- (2) 開明的教育政策と「学制」修身科
- (3) 徳育批判の抬頭
- (4) 自由民権運動への対応と「教育令」
- (5) 自由民権運動への対応と首位教科修身の成立

III 修身科における道徳観と道徳教育観

- (1) 「学制」修身科の場合
- (2) 「改正教育令」における首位教科修身の場合

あとがき

はじめに

この論文は、修身教育史の初期にさかのぼり、修身科が一教科として、さらには首位教科として成立するにいたった過程を検討するものである。

この論文が検討の対象とする時期は、修身科成立の前史を問うかぎりにおいて「学制」前をも含みつつ、さらに「学制」期から「改正教育令」期にいたる時期である。修身科が一教科として、さらには首位教科として成立するにいたる過程が、ここに集約されている。ただし、修身科が確立するについては教育勅語の渙発をまた

ねばならなかつたが、その時期にまで検討を及ぼすことは、この論文では省かざるをえない。なお、この論文は、普通教育の基底部たる小学校段階に即して検討を加える。

ところで、修身教育史については、すでに多くの研究が発表されている。なかでも、吉田熊次、海後宗臣両氏による「教育勅語渙発以前に於ける小学校修身教授の変遷」（昭和9年、国民精神文化研究第一年第三冊）、および「教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷」（昭和10年、国民精神文化研究第二年第八冊）は、その豊富な資料にもとづく実証的研究において、修身教育史研究の古典的文献となっている。これらの諸研究に多くを負いながら、この論文は、次の三つの視角から修身科の成立過程についての一考察を試みる。

第一の視角は、教科課程の変遷過程との関連において、修身科の成立を問うものである。修身科も教科課程の一構成部分であるからには、教科課程が「学制」前から以後にかけて示した変遷を把握し、これとの関連において修身科の成立を問うことが必要であると考える。

第二の視角は、国家の教育要求、とりわけ道徳教育に向けられた要求との関連において、修身科の成立を問うものである。修身科が道徳教育を担う教科として国家の手によって定立されたものである以上、かような視角が当然に必要とされる。その際、国家の教育要求を造出する当時の政治的、経済的状況が視野に收められねばならない。

第三の視角は、道徳観、ないしは道徳教育観との関連において、修身科の成立を問うものである。道徳、ないしは道徳教育についてのどのような観念を前提とするところによって、修身科は成立したのであろうか。

以上三つの視角から、修身科の一教科としての、さらには首位教科としての地位、教授内容、および教授方法をとらえつつ、修身科の成立過程について検討を進めたい。

I 小学校教科課程の変遷過程と修身科

この章は、さきに提起した第一の視角から検討するものである。したがって、この章の課題は、「学制」前から以後にかけて小学校教科課程がたどった変遷過程をあとづけ、この過程との関連において修身科の成立を聞くことにある。

(1) 近世庶民教育の伝統

近世における庶民教育施設である寺子屋は、その教科課程において、どのような発展をとげつつ、近代に立ちいたつたのであろうか。近代初頭の小学校教科課程を理解する一つの前提として、あらかじめこの点を確認しておきたい。

石川謙氏の寺子屋史研究⁽¹⁾が教えるところによれば、寺子屋の教科課程の始源的形態は、習字一科ないしは習字、読書の二科目制であった。ところが、ほぼ享保期を起点として、新教科増設の歩みが始まる。同氏が「日本教育史資料」にもとづいて作成した「寺子屋に於ける教科目沿革表」に即してみれば、新教科とは享保期の算術であり、天明期の礼法、文化期の作文、裁縫、等々である。こうして知られる新教科増設の事態を、集中的に天保期以降の寺子屋について観察してみよう。

乙竹岩造氏が「天保の始より明治の始に至る約三十有五年間」の寺子屋3065校について、その教科を調査した結果⁽²⁾によれば、寺子屋の教科課程は、それが設けている教科によって、実に69のケースに分類される。このうち、寺子屋数において首位を占めるケースは、寺子屋の教科課程の始源的形態でもあった習字、読書の二科目制である。とはいえる、それはもはや過半を占めるものではない（全寺子屋数の40,88%）。このケースに、習字一科（第3位）、および読書一科（第16位）のケースを加えても、全寺子屋数の47,89%である。すなわち、その教科を習字、読書二科のうちに限定している寺子屋は、この時期において半数弱であった。

他方、過半数の寺子屋をおおう新教科増設の事態、その代表的なケースは習字、読書、算術の三科目制である。それは寺子屋数において、習字、読書二科目制について第2位を占めている（全寺子屋数の36,54%）。その他、読書、算術（第4位、2,28%）、習字、読書、謡曲（第5位、1,96%）等々、新教科の増設を反映したケースが、寺子屋数においては僅かながら散在している。

こうして、乙竹氏の調査によれば、天保期以降において、いぜんとして習字、読書の二科目制の寺子屋が首位

を占めながらも、過半数の寺子屋はなんらかの形態で新教科増設の結果を示していること、その際、支配的な形態は習字、読書、算術の三科目制であったことが知られる。なお、乙竹氏は教科ごとの普及率をも示しているが、それによると、習字は97,33%の寺子屋に、読書は91,52%の寺子屋に、算術は44,31%の寺子屋に設けられている（これは全国的調査の結果であるが、地域的に、たとえば江戸においては、算術を設ける寺子屋の圧倒的に多かったことが知られている）。これを第4位の謡曲（3,26%の寺子屋）以下の教科の普及率と対比してみると、習字、読書、算術の三教科こそがもっとも一般的な教科であったことを確認しうる。

これら三教科のうち、ここで、習字および読書二教科の性格を把握しておくことが必要である。「維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書」が伝えるところによれば、習字は「自ラ読方、作文、地理、修身等ノ諸科ヲ含有スル」⁽³⁾教科であった。すなわち、習字は筆法の指導に限らず「手本ノ読方」⁽⁴⁾を包含し、この「手本ノ文ハ各家異同アリト雖モ修身（六論衍義略、女教訓鏡女、今川等）地理（江戸方角、都路、国尽等）作文（口上文、請取文、手紙ノ文）等ノ諸科ヲ含有セルハ皆同一」⁽⁵⁾であった。乙竹氏の全国的調査によても、習字手本が、いろは歌、名頭、等の言語教材はもとより、作文、地理、修身、実業、等の教材にわたっていることが知られる。

他方、読書については、江戸の寺子屋の場合、「実語教及ヒ童子教（此書ヲ読ム者殊ニ多シ）古状揃（同）三字経（幼年ノ生徒之ヲ読ムモノアリ）孝経、四書、五経、女子ハ百人一首、女今川、女大学、女庭訓往来」⁽⁶⁾という教科書が挙げられている。また、乙竹氏の全国的調査によれば、読書の教科書は「広く修身、歴史、地理、法制、実業、礼式等に亘ったもの」⁽⁷⁾であることが明らかである。

このように、習字、読書ともに、内容的には多方面の知識、教訓を含んだ未分化な教科であった。かような教科に依拠することによって、寺子屋の教科課程は、一般に地理、歴史等々の教科を分化させなかつた。

修身科についても、事情は基本的には同様である。とはいえる、江戸の寺子屋について次の指摘に注目しなければならない。

「昔時ニ於テ修身科ノ目ヲ立テザルモ此科ヲ以テ師家教授ノ骨髓トハナシタルナリ。即チ時ニ御談義ト唱ヘ忠臣義僕、孝子、節婦等ノ事歴ヲ述ベタルハ今ノ修身口授ニシテ（後略）」⁽⁸⁾

知られるように「修身科ノ目ヲ立テザルモ」、時に「御談義」として修身談がなされたのである。かのような事態

は、江戸の場合に限らない。乙竹氏の全国的調査のなかから、若干の例を徴するならば――

「隔日に一回寺子全部を己が机辺に呼集め、実践道徳を説き聞かせた師匠もあれば、毎月約一回修身講話をなし、神仏の威靈等を頗る巧妙に説き聴かせた師匠もある。」(群馬県)⁽⁹⁾

「特に日を定めて童話、偉人傑士の伝記等を訓話した師匠もあり、又昼食後には常に道徳上の事項を説き聴かせ殊に寺子の身分に応じて、士、農、工、商に分ち、それぞれに適切な修身談をした師匠もあった。」(福井県)⁽¹⁰⁾
「殊に市部の寺子屋にて、修身として男子には実語教を、女子には前訓を教へ、且毎月一回心学の先生巡回し来りて講釈をした所が(中略)往々あり(後略)」(大阪府)⁽¹¹⁾

このように、場合によっては、日、時間、使用教科書をも定めて、修身談を授けた事態が知られる。

なお、この修身談に関連して、大阪府の例からうかがわれるよう、かの心学道話が寺子屋に進入していることに注目しておきたい。より明らかな例として、乙竹氏の次の報告がある。

「月に一二回心学の先生が廻って来ることに成ってゐて、その時には業を休み机を片づけて児童一同が道話を聴いた(後略)」(大阪の寺子屋玄一堂の場合)。⁽¹²⁾
京都、大阪を中心として全国に普及していく心学道話、その児童版とも見るべき前訓の成立によって知られるように、対象範囲を児童にも拡大しつつあった心学道話が、明らかに寺子屋に進入している。

以上、寺子屋史に関する諸研究に負いつつ寺子屋の教科課程の発展のあとをふりかえった。再確認するならば、習字一科ないしは習字、読書の二科目制を教科課程の始源的形態とした寺子屋が、殊に享保期以降の教科増設傾向のなかで、支配的には算術一科を増設した。また内容的に未分化な習字、読書に依拠することによって、寺子屋の教科課程は一般に地理、歴史等の教科を分化させなかつたが、ただし、事實上、修身談を特設した事態も見られたのである。

さて、近代初頭の小学校教科課程に眼を転ずると、寺子屋の教科課程が、その発展的姿態において継承されていることを見いだす。明治維新を契機として、わが国が近代の第一歩をふみだしたとき、早くも政府は小学校について次の布告を発した。

小学校ヲ設ル事

専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕カサラシムヘシ又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ

忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス(後略)」

(明治2年2月5日公布諸府県施政順序)⁽¹³⁾

この布告については、すでに多くの人々によって、しばしば論及されている。ここで注目しておきたいのは、この布告が、小学校教科課程の骨格を「書学素読算術」の三基本教科および「時々の講談」と定めている点である。ここには、寺子屋の教科課程の発展的姿態が反映している。教科課程の骨格に即していえば、この布告は、海後宗臣氏の指摘にあるように、近世の「庶民教育に於ける伝統を最もよく要約した形に於て」⁽¹⁴⁾示したものである。

かような事態は、この布告の場合に限らない。明治2年5月、京都府が定めた小学校規則においても、小学校教科課程は読書、筆道、算術の三教科を基本とし⁽¹⁵⁾、さらに「一二七ノ日儒書講釈、三八ノ日心学道話ノ事」⁽¹⁶⁾とされている。これまた、教科課程の骨格に即していえば、心学道話をはじめとして、なかんずく京都地方における近世庶民教育の伝統を要約しつつ示されたのである。

こうして、上記二例においては、近世庶民教育の伝統が近代初頭の小学校教科課程に継承され、要約されている。なかでも、寺子屋に生成した修身談が「講談」あるいは「儒書講釈、心学道話」として継承されている点に注目することが、後論のために必要である。

註

(1) 石川謙「日本庶民教育史」昭和4年、刀江書院。同書第四篇第五章「寺子屋の教科目の発達に関する研究」参照。

(2) 乙竹岩造「日本庶民教育史」昭和4年、目黒書店。同書第六篇第四章「教科目、教科書及び教材」参照。

(3) 帝国教育会編「維新前東京私立小学校教育法及維持法取調書」明治25年。p.20

(4) 同前書。p.24

(5) 同前書。p.20

(6) 同前書。p.22

(7) 乙竹、前掲書。下巻p.1052

(8) 前掲「取調書」。p.23

(9) 乙竹、前掲書第五篇「隆盛期庶民教育の地方別調査」。中巻p.864

(10) 同前書。下巻p.176

(11) 同前書。下巻p.304

(12) 同前書。中巻p.460

(13) 教育史編纂会編「明治以降教育制度発達史」第一卷、昭和13年、竜吟社。p.230

(14) 海後宗臣「小学校教科の分化と総合」。東京帝大教育学研究室編「教育学論叢」昭和14年、目黒書店、所収。p.272

(15) 京都府小学校規則の一環をなす「学童定等」参照。

ただし、倉沢剛「小学校の歴史I」(昭和38年、ジャパンライブラリ・ビューロー社)の紹介に負う。

(16) 京都府小学校規則の一環をなす「小学校規則」参照。

ただし、倉沢剛、前掲書の紹介に負う。

(補註) 前記の乙竹氏の全国的調査によれば、寺子屋の設ける教科目の一つに「修身」がある。ただし、はたして「修身」

という名称の教科があったのだろうか。ちなみに、乙竹氏の調査は大正4~6になされたものである。その際、氏は「どのような教科目がありましたか。」と設問している。かような設問に対して、故老は、「御談義」あるいはそれに相当するものに、いわば明治以降の頭で「修身」という名称を冠して答えたのではなかろうか。故老の回答に「理科」という教科があることと相まって、「修身」という名称には疑問を残す。ともあれ、それは、教科課程中、道徳教育のための特設部分をさすものであろう。

なお、「修身」という教科は、乙竹氏の全国的調査では、59校（全寺子屋数の1,92%）に見られる。それは、習、読、算の三科を除いては、「謡曲」について多い。ただし、これまた1,92%の如き比率にとどまるものであったか。前記の江戸の寺子屋についての記述、また、Ⅱ章に見る幕府諸藩の対寺子屋政策は、修身談のより広汎な生成を想わせる。

(2) 西欧の教科課程の影響

「学制」前の小学校教科課程は、前節で見たような近世庶民教育の伝統を要約した事態のみを示したのではない。まさに對極に位置するものとして、次の二つの例に注目しよう。

第一の例は、福山藩小学校の場合である。明治3年冬、福山藩は二度目の学制改革を行なった。それは「士農工商貴賤尊卑ノ別ナク皆略學術ニ通シ以テ其職業ヲ増盛シ大ニ國家ニ裨益アランコトヲ庶幾」⁽¹⁾して、藩校を中学校・小学校に改組したものである。そして、小学校については、男女「七才ヨリ始メテ小学校ニ入り、順序ニ循ヒ左ノ科目ヲ講習スヘシ」⁽²⁾とされている。（教科名のみ掲げる）

修身、国体、地理、窮理、経済、歴史、数、書
これらは、「士農工商細民奴隸ニ至ル迄一般ニ就学講習」⁽³⁾すべき「普通学」⁽⁴⁾なのである。

第二の例は、岩国藩小学校の場合である。岩国藩もまた、明治3年12月、学制改革を行なった。それは、藩校を改組し「新ニ中学小学ノ両校ヲ開キ凡ソ藩内ノ士民子弟年七才ニ至ルモノハ貴賤ニ拘ハラス士農工商ヲ論セス悉皆同一ニ入学スルヲ得セシムヘシ」⁽⁵⁾というものである。その際の小学条例第五十章⁽⁶⁾によれば、小学校の教科は次のとおりである。（教科名のみ掲げる）

素読、習字、算術、文章、俗文、地理学ノ大意、歴史、理学ノ大意、修身学

この他、「生徒ノ進歩ニ応シ一二ヲ增加シ或ハ尽ク之ヲ教授ス」⁽⁷⁾として、

支那文学、算術、農学ノ大意、体術、図画
が挙げられている。

以上二つの例からただちに知られるのは、それらが、教科構成において、寺子屋の発展水準をはるかに超えて

いることである。また、漢学、国学、洋学という学問の国別制をとっていた藩校の伝統とも異なる。自然科学にも及ぶ教育内容の拡張と教育内容の分化とともにとづくこの多教科併設の教科課程が、どのようにして福山、岩国両藩にもたらされたのであろうか。福山藩の学制改革について、土屋忠雄氏が指摘するところによれば、「ここには明きらかに西欧近代学制の影響がある。（中略）藩士佐沢（「仏国学制」の訳者佐沢太郎——筆者註）の学識を通じて西欧近代学制の模様が福山藩学に知られていたと察するに難くない。」⁽⁸⁾ここで、念のため、当時わが国に紹介された西欧の教科課程、特に小学校のそれについて確認し、対比しよう。

西欧の小学校教科課程、というよりもそれを構成する教科については、福沢諭吉の「西洋事情」初編（慶應2年）のなかにすでに見ることができる。しかし、ここでは、さらにくわしい紹介として、「和蘭学制」（明治2年、内田正雄訳）をまず参照しよう。それによれば、オランダ小学校の教科は次のようなものであった。

「小学校ヲ二種ニ區別シテ、一ヲ通常ノ者トシ一ヲ稍大ナルモノトス。通常ノ小学校ニ於テハ左ノ科目ヲ教授ス。一素読 二習字 三算術 四文章 五蘭語ノ大意 六地理学ノ大意 七歴史ノ大意 八理学ノ大意 九唱歌 稍大ナルノ小学ニ於テハ左ノ科目ヲ増補ス。

十外國語学ノ大略 十一算術ノ大意 十二農学ノ大意
十三體術 十四図画 十五女子ノ手業」⁽⁹⁾

教育内容の拡張と分化にもとづく多教科併設の教科課程であることが知られる。

次に、「仏国学制」が紹介したフランス小学校の教科課程を参照しよう。その初篇卷の一、卷の二、および第二篇は、明治6年に出版されたが、その内容は「学制」前に知られていたとみるべき事情が存在する。

「一小学ニ、下等上等ノ二種アリ。

一下等小学ニ缺クベカラザル教科左ノ如シ。

一修身及ビ奉教ノ道 一讀法 一書法 一仏国語学
ノ大意 一数学階梯 一仏国通用ノ度量

一上等小学ノ教科ハ、下等小学ノ科ニ加フルニ左ノ件
々ヲ以テス。

一幾何学ノ大意 一実用幾何学就中野画及ヒ測地術
一理学日用ノ事ニ關セル部 一博物学同上 一唱歌
一史学ノ大意就中仏国史ノ大意 一地理学ノ大意就中
仏国地理ノ大意」⁽¹⁰⁾

ここにおいても、小学校教科課程は、教育内容の拡張と分化にもとづく多教科併設を特徴としている。これらの教科のなかには、「修身及ビ奉教ノ道」という、道徳な

らびに宗教教育のための特設教科も存在した。

この他、「学制」前のわが国には、アメリカの、あるいはプロシヤの学制が紹介されていたといわれるが、この点には立入らない。ともあれ、以上参照した西欧の小学校教科課程と前記二例との類似性（教科構成における）は明らかであろう。なかんずく「和蘭学制」の場合と岩国の場合とは、類似というよりも酷似というべきである。かような類似性を確認し、他方、近世の藩校、あるいは寺子屋の教科課程が到達した水準を考慮するとき、福山、岩国の場合には、西欧の小学校教科課程と接触し、その影響のもとに、教育内容の拡張と分化をとげた事態とみなされる。

かのような事態は、たんに地方的にのみあらわれたのではなかった。福山、岩国両藩の学制改革に先立つ明治3年2月、政府が「大学規則」で、いわゆる学問の国別制から事柄別制への転換をなしつけたとき、そこには大学段階での西欧的分科の登場を見ることができる。すなわち、大学は、教科、法科、理科、医科、文科の五学科制をとり、このうち、たとえば「教科」には、神教学、修身学という科目が設けられた。¹¹そして、かような学科編成が大学につながる予備教育機関としての小学校におろされたとき、小学教科は次のようにになった。

句読、習字、算術、語学、地理学、五科大意¹²
福山、岩国の場合ほど明らかではないにせよ、地理学および五科大意のなかに、小学段階における教育内容の分化と拡張への傾向がうかがわれる。

さて、福山、岩国両藩の場合を典型とする小学校教科課程において、より早くは「大学規則」において、今や修身あるいは修身学という教科が明確に定立されていることに注目しなければならない。

修身学は、慶応2年、福沢諭吉によって、アメリカの大学の一学科として紹介されている。すなわち、福沢は「西洋事情」初編巻之二「亜米利加合衆国」の「政治」の項で、大学校について、

「其学科は新古語を探索し文法を学び歴史を読み理学
作文学、窮理学、修身学等を研究す」¹³
と述べている。このように、アメリカの大学の一学科としてその名を見せた修身学が、前述のように、明治3年2月の「大学規則」において、わが国の大学の一科目として設けられた。この修身学は、わが国の「学科の名称」として修身なる言葉の用ひられた最初のものであらう。」と推定されている。¹⁴その内容は経書にもとづくものであったが、それが今や漢学としてではなく、修身学として定立されたことは意味深い。それは、すでに明らかな

よう、「大学規則」における事柄別、つまり分化的な学科編成の所産である。こうして、分化的な教科課程への移行と修身学の定立との関連が、大学段階に即して知られる。

ところで、「大学規則」とともに定められた「中小学規則」によれば、小学段階には修身学という教科はない。しかし、大学につながる予備教育機関としての小学が、修身学と無関係であったのではなく、その内容は五科大意に包括された形で下降したと考えられる。

このように「大学規則」における修身学の登場、また「中小学規則」における五科大意による修身学内容の下降、これらの事情を背景として、福山、岩国両藩の小学校は、より分化的な教科課程のなかに、修身あるいは修身学を定立した。これらの事情に加えて、福山藩小学校の場合、藩士佐沢をとおして伝えられたかと察せられるフランスの学制——小学の一教科に「修身及ビ奉教ノ道」がある——が、修身定立の示唆を与えたことであろうか。ともあれ、この両藩の場合についても、その小学校教科課程が西欧の影響のもとに分化をとげたこととの関連において、修身あるいは修身学の定立を把握することが必要である。

註

- (1) 文部省刊「日本教育史資料」第四冊、明治23年。p.331
- (2)～(4) 同前書第四冊。p.334
- (5) 同前書第二冊。p.783
- (6)(7) 同前書第二冊。p.790
- (8) 土屋忠雄「明治前期教育政策史の研究」昭和37年、講談社。p.23
- (9) 「明治文化全集」第十巻教育篇、昭和3年、日本論論社、所収 p.5
- (10) 同前書所収。p.66～7
- (11)(12) 「明治以降教育制度発達史」第一巻。p.140～2
- (13) 時事新報社編「福沢全集」I、大正15年。p.367
- (14) 吉田熊次、海後宗臣「教育勅語済發以前に於ける小学校修身教授の変遷」。p.16

なお、「日本教育史資料」第一冊(p.870)によれば、本荘藩の藩校「修身館」(天明年間創立)が「修身館ハ単ニ修身学漢籍ノミ教授スルモノトス」と述べて、「修身学」という名称を用いている。しかし、この記述は明治16年の報告にもとづくものであるから、「修身学」という名称がはたして維新前のものであったかどうか確認することができない。

(3) 「学制」における小学校教科課程と修身科

周知のように、明治5年の「学制」は、第二十七章において、小学校教科を規定している。行論の前提として、その教科を確認しておこう。

下等小学校

一綴字 二習字 三单語 四会話 五読本 六修身

七書牘 八文法 九算術 十養生法 十一地学大意
十二理学大意 十三体術 十四唱歌当分之ヲ欠ク
上等小学ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ
一史学大意 二幾何学野画大意 三博物学大意 四化学大意

其地ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教フルコトアルヘシ

一外国语学ノ一二 二記簿法 三画学 四天球学⁽¹⁾

〔註記〕 明治5年8月文部省布達第二十二号は、上記教科の一部に訂正を加えている。それによると、下等小学教科の十二理学大意は窮理学大意とされ、上等小学教科の二幾何学野画大意は幾何学大意と野画大意に分けられ、同四化学大意の次に生理学大意が追加され、「其地ノ形情ニ因テ」拡張する学科の三画学は図画とされ、同四天球学を削って政体大意が加えられる。

また、明治5年11月文部省布達第四十四号は、下等上等両小学の教科に国体学一科を追加した。⁽²⁾

かのような教科によって構成される「学制」の小学教科課程は、きわめて広範な内容にわたると同時に、すぐれて分化的なものとなる。この点から、また教科名称から察せられるように、ここには明らかに欧米小学校教科課程の影響がある。

「学制」における小学教科課程の系譜について、倉沢剛氏は、「主として米国のカリキュラムを模している」⁽³⁾ことを指摘している。ただし、この論文では、この点の検討に立入ることを省略し、「学制」の小学教科が、綴字、習字、単語、会話、読本、書牘、文法を端的な例としてアメリカの影響、また「修身及ビ奉教ノ道」をはじめとするフランスの影響、さらには「体術」を設けるオランダの影響、等のもとにみるとあるとみられることを指摘するにとどめる。

ところで、「学制」の小学教科の一つに修身があることは、すでに見たとおりである。それは全国に実施さるべき教科の一つとして、下等小学教科の6番目に掲げられている。この修身科について、明治5年9月に公布された「小学教則」は、次のように規定している。

下等小学第八級 修身口授 一週二字即チ二日置キニ一字

民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ッカラ縷々之ヲ説諭ス

修身口授 一週二字

前級ノ如シ

修身口授 一週二字

勸善訓蒙修身論等ヲ用ヒ教師之ヲ講述スルコ前級ノ如シ

修身口授 一週一字

第七級

第六級

第五級

性法略等ノ大意ヲ講授ス⁽⁴⁾

〔註記〕 明治6年5月19日文部省布達第七十六号による「改正小学校則」では、国体学口授の加設にともない、第八級および第七級の修身口授は、一週一時に減じられている。なお「字」は「時」に改められている。⁽⁵⁾

これによれば、「学制」における小学修身科は、修身口授という名のもとに、僅かに下等小学の最初2ヶ年間、それも一週一ないし二時、授けられるのみであった。それは、「民家童蒙解」（青木輔清著、明治7年）⁽⁶⁾、「童蒙教草」（福沢諭吉訳、明治5年）、「泰西勸善訓蒙」（箕作麟祥訳、明治4年より）、「修身論」（阿部泰蔵訳、明治5年）、「性法略」（神田孝平訳、明治4年）のような欧米の道徳論、ないしは法律論（「性法略」）の翻訳書をもとに、「教師口ッカラ縷々之ヲ説諭」し、また「講授スル」ものであった。

さて、上記のような「学制」の小学修身科について、それがまさに一教科として定立されたこと、その際「口授」という教授形式によったこと、この二点にまず注目し（したがって、この修身科の地位、教授内容はしばらく捨象し）、さらに前節までの考察をうけて、その登場の経緯を概括しよう。

「学制」における小学修身科登場の素地は、近世庶民教育の伝統に内在したとみられる。(1)節での検討によれば、寺子屋の「御談義」から明治2年布告の「講談」にいたる流れに即して、「修身科ノ目ヲ立テザルモ」、事实上、修身談を特設する事態がみられた。「学制」の小学修身科は、次の二つの意味において、かような事態を継承するものとみなされる。

一つには、教科課程中に道徳教育のための特殊な領域を措定するという基底的意味においてである。寺子屋あるいは明治2年布告による小学校は、たとえ明確に教科としてではないにせよ、時に「御談義」あるいは「講談」を特設することによって、道徳教育のための特殊な領域を萌芽的に形成した。「学制」の修身科は、国体学とともに、今や教科としてこの領域を継承し、発展させる。ここでは明確な一教科としての定立の有無は問わず、事实上みられるこの特殊な領域の生成と継承に着目して、修身科登場の素地を近世庶民教育の伝統に求めるのである。

いま一つには、「学制」の小学修身科もまた、その実質は修身談であったという意味においてである。この教科は「口授」の形式をとることによって、「小学教則」では修身口授という名称を与えられた。この「口授」という形式——教科名に附したものとしては、「小学教則」

の場合、他に養生口授がある。「改正小学教則」では、さらに国体学口授がある。——は、當時、欧米の教授法の一種として紹介されている。⁽⁷⁾しかしながら、「小学教則」に「教師ロッカラ縷々之ヲ説諭」し「講授スル」とあるように、修身口授科の実質は修身談ともいべきものであり、この意味で「御談義」あるいは「講談」に通ずるものである。こうして「学制」の小学修身科——修身口授科の修身談としての実質に着目して、この教科登場の素地を近世庶民教育の伝統に求めるのである。

とはいって、「学制」の小学修身科にとって、近世庶民教育の伝統は、あくまでもその登場の素地を提供するにとどまる。明確な一教科としての定立については、すでに知られるように、欧米の教科課程の影響を挙げなければならない。

修身科の定立に関する欧米の教科課程の影響というとき、まず次の点に注目することが必要であろう。それは、欧米にならって、教科課程編成の原理が分化的なものに移行した点である。この分化的編成こそ、修身科の定立をもたらした基盤と考えられる。(2)節での検討によれば、「大学規則」における分化的学科編成への移行と修身学の定立との関連が、地方的には、福山、岩国両藩の小学校における分化的教科課程への飛躍と修身あるいは修身学の定立との関連が知られた。「学制」の小学教科課程もまた、欧米にならって、すぐれて分化的なものとして編成された。かような分化的編成を基盤として、修身科もまた、明確に一教科として定立されたといえよう。

欧米の教科課程の影響は、こうして修身科定立の基盤にかかわると同時に、修身科の定立そのものにも及んでいるとみられる。この点でしばしば指摘されるのは、「仏国学制」の影響である。そこでは、小学の一教科に「修身及ビ奉教ノ道」が、コレージの一教科に「修身学」があった。「学制」の制定に際して「仏国学制」が参照されたと推定される以上、これらの教科が「学制」の修身（小学）、修身学（中学）の定立に直接的な示唆を与えたとみると、有力な推論といわねばならない。なお、同じく「学制」の小学教科課程と深い関連を有するアメリカの場合はどうであったか。「理事功程」卷之一（明治6年、文部省）には、マサチューセッツ州の公学校の一教科として、「行状」が紹介されている。⁽⁸⁾その内容は明らかでないが、これまた特設道徳教科とみられる。かような情報もまた、「学制」制定前に伝えられたのであろうか。

以上、「学制」の小学修身科について、その登場の素

地を近世庶民教育の伝統に求めながらも、一教科としての定立においては、欧米の教科課程——なかんずく「仏国学制」——の影響に負うものとして把握しつつ、登場の経緯を概括した。教科課程中、道徳教育のための特殊な領域は、近世庶民教育に萌芽的に生成しながらも、この領域が明確に教科として表現されるためには、欧米の教科課程との接触を経なければならなかった。この意味で、欧米の教科課程の影響こそ、修身科の登場にとって決定的な要因といわなければならない。しかしながら、近世庶民教育の伝統もまた、看過し得ない要因であって、なかんずくこの修身科の修身談としての実質に、近世庶民教育の伝統の反映を見いだすのである。

こうして登場した修身科を含む小学各教科について、「学制」頒布後、文部小丞西鴻訥は説諭を行なっている。そのなかで、修身科については、

「人間ノ交際ハ皆ナ当然ノ倫理アリテ、苟モ其道ヲ知ラザレバ或ハ情ニ悖リ義ニ背クニ至ル。是修身学ヲ置ク所以ナリ。」⁽⁹⁾

と述べたあと、各科の説明を総括して、「是等ノ事ハ中学以上ノ業ニシテ、固ヨリ小学ノ能スベキニ非ズト雖ドモ、其大意ヲ知テ事ニ從ハザレバ、特ニ功ヲ畢リ身ヲ立ルコ能ハザルノミナラズ、人間ノ交際上ニ於テモ欠ク所少シトセズ。是人ニシテ人ノ務ヲ為スコ能ハザルモノナリ。（中略）是普通学ト称スル所以ナリ。」⁽¹⁰⁾

と述べている。文部省の公式見解とみなすべきこの説諭において注目されるのは、小学修身科が、「中学以上ノ業」である修身学、その大意を授けるものとされている点である。このように、修身学をいわば修身学大意として小学段階に下降させる傾向は、すでに「大学規則並中小学規則」に兆していた。(2)節で述べたように、「大学規則」に登場した修身学は、その大意を「中小学規則」による五科大意に含めつつ、小学段階にも下降したと考えられる。西鴻の説諭にみる小学修身科定立の理念には、明治3年以来のかのような修身学（大意）の下降傾向が反映しているように思われる。

註

(1) 「明治以降教育制度発達史」第一巻。p. 283~4

(2) 同前書。p. 363

(3) 倉沢剛「小学校の歴史Ⅰ」。p. 657

(4) 前掲「発達史」第一巻。p. 399~402

(5) 同前書。p. 422~425

(6) 青木輔清「民家童蒙解」は、その巻一、二を和漢洋の教訓からとり、巻三、四、五をウェーランドの「ウィスドム」からとっている。しかし、これと同名の教訓書が、すでに享保20年、常盤堯民によって著わされている。文部省「小学

教則」公布の明治5年を見るものは、むしろ後者であったと思われる。

(7) たとえば、明治5年4月、文部省が提出した小学教師教導場設立伺に次の二節がある。

「彼ノレッテルハ我イロハニ直シ、彼ノオールドハ易フルニ我単語ヲ以テシ、其外彼ノ口授講義之法ヲ始メトシテ、一切彼ノ成規ニヨリテ我レノ教則ヲ斟酌シ、以テ之ヲ其生徒ニ授ク」（前掲「発達史」第一巻P. 778。傍点、筆者）知られるように「口授」は「彼ノ」法とされている。またやや遅れるが、明治8年3月の「文部省雑誌」第五号所収、「独乙教育新聞抄訳独乙小学校教授ノ景況及論況」の「第三教授方法ノ種類」に次の二節がある。

「其方法ニ又種々アリ（中略）或ハ直チニ之ヲ生徒ニ口授スルアリ之ヲ口授ノ教授法ト云フ」。等々。

(8) 田中不二麻呂「理事功程」卷之一、明治6年、文部省。p.17

(9)(10)西潟訥「説論第一則人皆小学ノ教育ヲ受ベキ事」。「文部省雑誌」第一号、明治7年1月10日発行、所収。

(4) 「学制」下における師範学校（東京師範学校）ならびに府県の小学教則

「学制」颁布に先立ち、明治5年6月、政府は「学制」颁布後に着手すべき順序として、第一に「厚ク力ヲ小学校ニ可用事」⁽¹⁾を定めた。こうして小学段階を最重点として、「学制」が実施に移される。しかしながら、当時の現実は、「学制」が定めた小学教科課程、その具体化としての文部省「小学教則」については、とうていその実施を許さなかった。たしかに、文部省のそれに準拠した小学教則を公布した府県も見られはした。たとえば、明治6年10月公布の宮崎県小学校則⁽²⁾、同じく6年の青森県小学教則⁽³⁾、翌7年の三重県小学教則⁽⁴⁾、明治初年の浜松県小学教則⁽⁵⁾等。しかし、これらのケースについては、海後宗臣氏の指摘⁽⁶⁾にあるように、はたして管内に実施されたかどうか、疑わしい。そこでこの節ではこれらのケースを除外し、現実に一步近づいたところで師範学校（明治6年8月、東京師範学校と改称）ならびに府県がどのような小学教則を制定し、小学教科課程をどのように編成したか、それを観察することにしたい。以下、「学制」下の小学教科課程の発展を三段階に区分しつつ、敍述する。

〔第一段階〕

ここでは、師範学校による「小学教則」創定の前後、まだそれに準拠することなく、府県が適宜に制定した小学教則を観察する。

一例として、明治6年9月公布の第三大学区小学教則⁽⁷⁾を挙げる。その教科は、読書・諺誦・習字・算術の四科である。この教則とともに定められた「小学教師心得」によると、読書科について、

「読書ハ音訓ヲ正フシ文意ヲ明ニシ速ニ物情ニ通曉シ易

カラシメ（後略）」（第一条）⁽⁸⁾

とあり、また

「下等四級以上上等一級迄ノ生徒ヘハ時間ヲ定メ既ニ学ヒシ地理物理歴史諸書ヲ輪講セシム」（第三条）⁽⁹⁾

とも述べられている。読書科が言語教材はもとより、地理、物理、歴史教材をも包含したことが推察される。かような未分化的性格は算法科にもあらわれ、それは野画をも包含している。また、この教則は教科としては四科しか示していないが、実は

「五ノ日四十分間下等七級以下ノ生徒ヲ聚メ国体ノ大意ヲ口授ス五級以下修身ノ義五級以上三級迄ハ養生ノ義ヲ縷々示説ス」（小学教師心得第二条）⁽¹⁰⁾

と定めている。時に国体学口授、修身口授、養生口授も設けられたことが知られる。

その他、明治6年1月公布の小田原小学校教則⁽¹¹⁾、また、「文部省第一年報」（明治6年）所収の各府県学事年報に見る小学が、基本的には読書、習字、算術の三科という簡素な教科課程を伝えている。そのなかで、京都府学事年報に見る小学は、

「六ノ日毎ニ修身及養生法ヲ口授ス」⁽¹²⁾

として、修身および養生法の口授のための時間を特設しているのである。

このように、現実に一步近づいたところでは、基本的には読書、習字、算術というきわめて簡素な教科課程が編成された。その場合、第三大学区の例に見るように、多方面的な内容がなかなか読書科のなかに包括されていたと推察される。かような未分化的編成の結果、修身科も設けられなかった。とはいっても、第三大学区および京都府の場合には、事実上、修身口授が、国体学口授、養生口授とともに時間を特設されていた。「学制」下の府県小学は、まさに寺子屋を距ること遠からざるものとして発足したのである。

〔第二段階〕

次に師範学校「小学教則」およびこれに準拠した府県小学教則を観察する。

第一段階で見たような状況のなかで、文部省は、その非現実的な「小学教則」にかわって、府県小学教則のより現実的な基準となりうる「小学教則」を師範学校に命じて作らせた。それが明治6年5月印刷公表された師範学校「小学教則」⁽¹³⁾である。「当時の普通教育の実情に適合した最初の近代的な学科課程」⁽¹⁴⁾を編成したといわれるこの教則によれば、教科は次のとおりである。

下等小学（8級4ヶ年） 読物 算術 習字 作文 書取

問答 復読 諺誦 復習 読書

体操

上等小学（8級4ヶ年）読物 算術 習字 輪講 譜記
作文 野画 諸科復習 体操

一べつして、「学制」および文部省「小学教則」に比し教科課程の簡素化されていることが明らかである。

この簡素化された教科課程において、読物、問答、等が内容的には未分化な教科とされている点に注目しなければならない。読物科の教材を列挙すれば――

下等小学 五十音図 潛音図 単語図 連語図 小学読本 地球儀 日本地誌略 地図 日本史略
万国地誌略 万国史略

上等小学 文法書 日本地理書 万国地理書 修身論
日本史略 万国史略 物理階梯 化学説略
博物誌 国体論略

これによつて知られるように、読物科は言語教材とともに、地理、歴史、修身、物理、化学、博物、国体論にわたる教材を包括した、内容的に未分化な教科であった。かような性格は問答科にもあらわれ、その教材は次のように多方面にわたっている。

単語図、色ノ図、形体線度図、地球儀、日本地誌略、地図、日本史略、万国地誌略、万国史略、博物図

こうして、読物、問答の二科を端的な例として、師範学校「小学教則」には内容的に未分化な教科が見られる反面、修身、地理、歴史、等々の分化的教科を見ることができない。この「小学教則」の一構成部分である「下等小学教則」の凡例は述べる。

「課目中小学読本ハ修身養生及ビ物理ノ箇条多シ故ニ其要処ハ縷々口授シテ譜記セシムベシ依テ今其課ヲ置カズ」

知られるように、修身口授は読物科のなかに解消し、この教科のなかで、「小学読本」にもとづいてなされる。また、上記のように、上等の読物科には、「修身論」があった。

要するに、師範学校「小学教則」は、文部省「小学教則」における非現実的な内容分化にかえるに、内容の未分化的編成をもつた。こうすることによって、多方面的な内容を含みながらも、その骨格においては「読み、書き、算術の三教科を基本として、これに『問答』と『体操』の二科を加えたもの」⁽¹⁵⁾といわれるような、簡素な教科課程を編成した。なお、簡素とはいいうものの、この教科課程を寺子屋のそれと同列に論じえないことは、近代にふさわしい教育内容の拡張、異色的教科=問答の設置、等によって明らかである。

ところで、かような師範学校「小学教則」は、「文部

省正定教則」に指定されることによって、各府県小学教則をほぼ一律に準拠させた。次に、これらの府県小学教則を観察しよう。

一例として、明治6年12月公布の埼玉県小学教則⁽¹⁶⁾を挙げる。この教則によれば、教科は次のとおりである。

下等小学（8級4ヶ年）読本 算術 習字 書取 作文
問答 復説 譜誦 諸科復習

上等小学（8級4ヶ年）読本 算術 習字 輪講 譜記
作文 野画 諸科復習

このうち、読本科の教材を列挙すれば――

下等小学 五十音図 潜音図 単語図 地理初步 連語篇
日本国尽 勸孝邇言 地図 世界国尽
史略 万国地理訓蒙 五州紀事 地学事始
啓蒙智恵ノ環 内国史略 天変地異 西洋英傑伝 窺理圖解

上等小学 輿地誌略 勸善訓蒙 王代一覽 泰西史鑑
物理階梯 博物新編訳解 同補遺 化学訓蒙
読本科が「勸孝邇言」「勸善訓蒙」のような修身書をも含む、内容的に未分化な教科であることは明らかである。また、これらの多方面にわたる教材は、問答、輪講、譜記にも移され、これらの教科もまた、内容的には未分化な教科となっている。かような教科がある反面、修身、地理、歴史、等の分化的教科は設けられていない。その実質は主として読本科に包含され、「読物ヲ授クルニハ熟語等ノ意味ヲ委ク説明シ其要処ハ縷々口授スベシ」と定められている。

以上の素描によって、この埼玉県小学教則が、師範学校「小学教則」と若干教科を異にし（読物が読本に、また体操を欠く）、また教材を異にしているにせよ、基本的にはそれに準拠していることが明らかであろう。その他、師範学校「小学教則」に準拠した例として、明治7年1月公布の第一大学区下等小学教則⁽¹⁷⁾をはじめ、多数の府県小学教則が挙げられるが、その一々の紹介はここでは省略する。次に問題を修身口授にしほって、その所在をいま少し検討することにしたい。

一口に師範学校「小学教則」に準拠したといつても、府県小学教則によっては、修身口授についてやや異なる措置を講じている。くりかえすまでもなく、師範学校の場合、修身口授は読物科のなかでなされた。これに対して、「文部省第三年報」（明治8年）所収、和歌山県年報の伝える変則小学仮教則⁽¹⁸⁾は異なる。この変則小学は四級編成で、その教科も、読物、算術、習字、書取、問答と、師範学校のものをさらに簡素化しているが、次

の記述がある。

「一週一時或ハ三十分間ツツ修身小学童蒙教草勸善訓蒙又ハ諸新聞紙等ヨリ教育緊要ノ処ヲ抄出シ説話ヲ授クヘシ」

修身口授が教科ではなくとも、実際には時間を特設されていたとみられる。

また、「文部省第四年報」（明治9年）所収の神奈川県年報および埼玉県年報に、次の記述が見られる。

神奈川県小学教則摘要

「毎土曜日三十分習字ノ時間ヲ縮メ其間ニ修身勸善養生ノ大意ヲ懇切ニ口授スベシ」⁽¹⁹⁾

埼玉県小学教則凡例

「月曜日及ビ金曜日毎ニハ必ス習字ノ時間ヲ半ニシ勸善雜話修身口授及ヒ童蒙教草等ノ書ニ依リ勸善ノ口授ヲ為スベシ」⁽²⁰⁾

両県ともに、修身口授を教科としては見ないが、修身口授、ないしは修身・養生口授の時間が、習字科の時間の一部をさいて特設されているというべきである。

さらに、千葉県下等小学教則⁽²¹⁾（年不詳）もまた、その教科を師範学校のものに準拠させているが、同時に、「生徒心得勸善訓蒙健全学等ヲ以テ十ノ日三十分教師縷々口述スヘシ」と定めている。

われわれは、第一段階において、読、書、算三科の他に時折修身口授の時間を設ける事例を見た。今また第二段階において、教科を師範学校「小学教則」に準拠せながらも、修身口授の時間を（県によっては養生口授をも含めて）特設する事例を見いだす。かような事態が一般化し、形式的にも表現されるとき、そこに第三段階がある。

〔第三段階〕

師範学校「小学教則」は、その後幾度かの改定を見た。そのなかで注目されるのは、「口授」なる一科が加設されたことである。ただし、明治8年頃とされる⁽²²⁾この改定について「東京師範学校沿革一覧」は記載していない。ここでは、上記「一覧」が紹介する明治10年8月改正の小学教則⁽²³⁾によって、事実を確認しておこう。

この改正小学教則がかかげる教科は――

下等小学（8級4ヶ年） 読法 譜記 問答 作文 書取
口授 復習 筆算 珠算 習字
画法 体操 諸科復習

上等小学（8級4ヶ年） 輪読 輪講 譜記 作文 書取
口授 復習 筆算 珠算 記簿
習字 画法 体操 諸科温習

口授科の加設が知られる。この口授科について、改正小学教則は、上下等全級を通して

「諸書ヲ参考シテ勸懲ノ事ヲ説話ス」

と説明している。

一方、改正小学教則は、読法（下等）、輪読（上等）の二科をはじめとして、いぜんとして内容の未分化的編成を踏襲している。上記二科の教材の引用は省略するが、そのなかには「小学読本」（読法）「修身論」（輪読）も含まれていた。

東京師範学校の明治10年改正小学教則は、こうして内容の未分化的編成を踏襲すると同時に、従来も時間特設の例を見た修身口授に、今や教科（口授）としての位置づけを与えたのである。

では、府県小学教則はどうであつたか。内容の未分化的編成を踏襲しながらも、修身口授に教科としての位置づけを与えた例は、すでに明治8年に見られる。同年9月の熊谷県小学教則⁽²⁴⁾によれば、下等小学教科は次のとおりである。

読本 習字 算術 綴字 書取 作文 問答 復読 修身口授 体操 諸科復習 ※8級4ヶ年

ここには口授科ではなく、修身口授科が見られる。それは綴字科とともに、文部省「小学教則」にならった結果であろうか。ところで、この修身口授科については、「毎月兩度ツ、童蒙教草等ヲ説諭ス但シ時間ハ問答ノ時間ヲ用ユ」

と定められている。こうして問答科の時間をさいてではあれ、教科としての修身口授が与えられると同時に、読本科のなかにも「勸善訓蒙」のような修身教材が配されている。

次に、「文部省第四年報」（明治9年）所収の静岡県年報の伝える小学教則⁽²⁵⁾を見よう。その教科は次のとおりである。

下等小学（8級4ヶ年） 読法 習字 書取 作文 算術
口授 地理学 歴史学 体操
唱歌

上等小学（8級4ヶ年） 習字 算術 口授 作文 讀物
文法 図画 記簿法 体操 唱
歌 裁縫（女）

ここでは、口授科はもちろん、地理学（下等六～一級）歴史学（下等四～一級）もまた設けられている。

ところで、口授科の内容は、下等では8級を通して「実物課、修身談、養生談」とされ、修身談については、「諸書ニヨリテ古人ノ嘉言善行ヲ採択シ修身ノ一端ヲ論ス」と定められている。上等では次のとおりである（修

身談を除いて、説明を省略する）。

第八級	修身談	諸書ニヨリテ篤厚忠信ノ美談ヲ採択シ修身ノ旨ヲ論ス
	養生談	
第七級	修身談	前級ノ如シ
	養生談	
第六級	修身談	本心情慾ヨリ漸次義務権利信実仁惠等ニ説キ及ホス
	養生談	
	物理談	
第五級	生理談	
	修身談	勸善訓蒙前編ニヨリテ授ク
第四級	化学談	
	修身談	勸善訓蒙後編一二ニヨリテ授ク
第三級	経済談	
第二級	国政談	
第一級	国政談	

知られるように、口授科は、地理、歴史二科の分化にともない、地理的、歴史的内容を除外しながらも、諸内容を総合した教科となっている。そして修身談は、この口授科の一つの、しかし主要な構成部分として位置づけられる。なお、読物科のなかにも「勸善訓蒙」のような修身教材が配された。

同じく第四年報所収の青森県年報の伝える小学教則²⁶も、口授科を設けている。それは、下等では8級を通して修身談であるが、上等では

第八～六級 養生法、第五級 性法略、第四～三級 経済説、第二級 違式註違条目、第一級 文明概論と定められ、全体としては、ここでも総合的内容教科となっている。

明治9年7月改正の敦賀県教育規則中、下等小学教則²⁷にも口授科が見られる。それは

第八～七級 実物課 修身談 養生談、第六級 実物課 修身談 養生談 地理談、第五級 実物課 修身談 養生談 歴史談、第四～一級 実物課 修身談 養生談※第八～五級では週3時、第四～一級では週2時、ただし第三級では作文と同時に配当。

と定められ、やはり修身談を主内容とする総合的内容教科とされている。

こうして、静岡県以下三県の小学教則において、口授科が修身談を主としながらも、総合的な内容教科とされている点に注目を要する。かような事態は、上記三県に限らない。「文部省第五年報」（明治10年）所収の橡木県村落小学教則²⁸、岐阜県上等小学教則²⁹、大阪府

小学教則³⁰等も、総合的内容教科としての口授科を設けている。

明治9、10年当時の府県小学教則に見る口授科のかような総合的性格は、明治8年頃の東京師範学校に加設されたという口授科にならったものかどうか、それは審かにできない。しかし、東京師範学校の明治10年改正の小学教則にある口授科が修身談に限定されている以上、翌11年の府県小学教則における口授科は、なんらかの変化を示しているであろうか。ここで、明治11年の「文部省日誌」に収められている府県小学教則について観察しよう。それらは、各府県の伺にもとづき、明治11年中に文部省が認可した教則である。

口授科に着目して、教則を分類する。あらかじめ、第一類型として、まだ口授科を設けていない教則を挙げ、これを除外する。それは岩手県盛岡師範学校附属小学並管内小学校教則³¹、京都府下等小学教則³²、愛知県小学教則³³の少数にとどまる。なお、この類型においても、岩手県の場合は、

「雨天若クハ風雪ノ節体操ノ時間ニ替フルニ修身学ノ大意要所ヲ摘要シ男子ニハ義士仁人ノ事蹟ヲ演説シ女子ニハ貞婦烈女ノ志操ヲ称揚シ務メテ佳話美談ヲ以テ生徒ヲシテ倦マサラシムルヲ要ス」（下等小学通則第十款）と定め、京都府の場合は

「修身及ヒ養生法ノ口授ハ習字課中ノ小学子弟心得草小学女児手引草及ヒ勸善訓蒙健全学等ノ書ニ拠ルヘシ」（凡例）

と定めているように、事実上、口授のための措置がみられる。

第二類型は、総合的内容教科としての口授科を設けるものである。この類型に属するものは多い。それらはまた、口授科の内容によってさまざまであるが、ここでは代表的なものとして、3つのケースを例示しょう。

まず、兵庫県神戸師範学校附属小学校教則³⁴の場合教科は次のとおりである。

下等小学（8級4ヶ年）	読書	習字	算術	問答	諺記
	書取	作文	口授	画法	嬉戯
	体操	唱歌（当分欠）			
上等小学（8級4ヶ年）	読書	習字	算術	諺記	書取
	作文	口授	画法	幾何	記簿
				唱歌（当分欠）	

ところで、口授科については、

下等小学 第八級 物品談 修身談

第七～六級 物品談 修身談 養生談 地理談

第五級 物品談 修身談 地理談 物理談
 第四～一級 物品談 修身談 博物談 歴史談
 ※全級毎日20分

上等小学 第八～六級 物品談 修身談 文法談
 第五級 修身談 文法談 博物談
 第四級 修身談 文法談 博物談 物理談
 第三級 修身談 文法談 物理談 生理談
 化学談
 第二級 修身談 文法談 生理談 化学談
 経済談 国政談
 第一級 修身談 文法談 生理談 経済談
 国政談

※第八～六級は隔日40分、第五～一級は隔日1時間

と定められている。以下のケースと対比していえば、このケースの特徴は、口授科の内容が修身談、養生談、物品談にとどまらず、さらに地理談、歴史談、物理談、博物談等にも及んでいる点に求められる。なお、読書科も内容的に未分化な教科であるが、上等小学に「勧善訓蒙」がある。

次に、東京府公立小学教則の場合、それは簡易科、男子尋常科、女子尋常科の三種に分れるが、男子尋常科(6級6ヶ年)⁽³⁵⁾を例示すると、教科は次のとおりである。
 読物 復読 輪講 問答 書取 作文 算術 講述 習字 画学 記簿法

ここでは、口授に相当するものが、講述という名称で設けられている。その内容は
 第六～四級 修身談 養生談 実物示教
 第三級前期 修身談及明治孝節錄近世孝子伝講義、養生談、実物示教特ニ度量衡ノ実物ヲ示シ兼テ其用方ヲ口授ス

第三級後期～一級 養生談、実物示教、違式詮違、郵便電信等ノ諸規則、徵兵ノ訳、伝染病予防法種痘等ノコロ授ス

※全級について、月、水、金の問答の時間中20分ずつをあてる。

と定められている。ここには、修身談、養生談、実物示教以外の事項も指定されているとはいえ、それらは、修身談、養生談に準じて、日常生活ないし社会生活の心得を口授するものである。かような内容限定に、このケースの特徴が見いだされる。なお、読書科も内容的に未分化であるが、「小学生徒心得」(東京府制定)を含む。

さらに、和歌山県公立小学教則の場合⁽³⁶⁾、教科は次のとおりである。

下等小学(6級3ヶ年) 読物 書取 作文 算術 習字
 復読 口授
 上等小学(6級3ヶ年) 読物 輪講 譜記 作文 算術
 記簿 習字 画学 口授 手芸
 (女)

ところで、口授科については、全級にわたって「専修身養生開智ヲ主トシテ授クヘシ」と定められている。「開智」の具体的な内容は明らかでない。このように口授科内容が「修身養生開智」とのみ示されている点に、このケースの特徴がある。なお、読書科は内容的に未分化な教科であるが、特に修身書と呼ぶべきものを含まない。

以上、三つのケースを例示した。試みに、上記の三ケースにしたがって他の諸教則を分類、列挙すれば――

第一のケース 口授科の内容が、修身談、養生談、物品談をはじめとし、さらに地理談、歴史談、物理談、博物談等(の一つ以上)にも及ぶもの

堺県改定小学教則、愛媛県下等小学教則(甲乙丙種)、東京府公立小学教則簡易科(但し上下2級年限を限らぬもの)、熊本県上下等小学教則、兵庫県淡路国小学教則、山梨県小学教則・変則小学教則、三重県小学教則、高知県尋常小学教則・村落小学教則、長野県村落小学教則、石川県女兒小学科程教則、新潟県小学教則、愛媛県第三拾三番中学区内香川郡斟酌乙種教則、青森県簡易小学教則。

第二のケース 口授科の内容が修身談、養生談、実物示教およびそれらに準ずる事項にとどまるもの

長崎県女兒小学教則、東京府公立小学教則簡易科(但し8級4年のもの)・女子尋常科、茨城県公立小学教則、広島県公立小学教則、島根県小学校教則。

第三のケース 口授科の内容が「修身養生開智」とのみ表現されているもの

和歌山県村落小学教則、島根県小学簡易科教則。知られるように、第二類型に属する教則の多くは第一のケースに該当するものであり、まさに総合的内容教科と呼ぶにふさわしい口授科を示している。しかし、部分的ながらも、第二ケースのように、口授科内容を修身談、養生談、実物示教、およびそれらに準ずるものに狭める教則も見られた。それは、第二類型にありながら、次の第三類型に傾斜するものと言えよう。なお、すべてのケースについて、教科課程はいぜんとして内容の未分化の編成に依拠し、地理、歴史等の分化的教科を見いだすことができない。

第三類型は、修身談のみ(または他に養生談)を内容とする口授科を設けるものである。この類型に属するも

のとしては、わずかに、静岡県小学教則⁽³⁷⁾（一、二、三等の教則種別がある）、山口県小学教則⁽³⁸⁾（以上、修身談のみ）、福岡県最下等小学教則⁽³⁹⁾（修身談と養生談）が見られるにすぎない。⁽⁴⁰⁾

たとえば、静岡県小学教則中、一等教則によれば、教科は次のとおりである。

下等（7級3年6ヶ月）読物 数学兼用和算 問答 作文 書取 習字 口授 体操
上等（7級3年6ヶ月）読物 数学兼用和算 問答 作文 習字 口授 画学 裁縫 体操

このうち、口授科については、上下等全級を通して「諸書ヲ参考シ勧懲ノ事ヲ説話ス可シ」（凡例）とされている。さきに「文部省第四年報」所収の静岡県小学教則を見たが、そこでは総合的内容教科とされていた口授科が、今や修身談に限定されている。それは、上記引用の凡例から見て、東京師範学校の明治10年改正小学教則にならった結果であろう。なお、さきに見た地理学、歴史学は消滅し、読物科をはじめとして、内容の未分化的編成がいぜんとして踏襲されている。上等の読物科は「勸善訓蒙」をも教材に含んでいる。

この教則にかぎらず、第三類型に属するすべての教則が、読物科をはじめとして、内容の未分化的編成を踏襲している。読物科は、静岡県の三等教則および福岡県の場合を除いて、「勸善訓蒙」あるいは「修身論」を含んでいる。他方、地理、歴史等の分化的教科を見ることができない。

「学制」期も終ろうとする明治11年、「文部省日誌」が伝える府県小学教則は、かようなものであった。東京師範学校の明治10年改正小学教則にもかかわらず、大多数の教則は、広狭の差はある、いぜんとして総合的内容教科としての口授科を設けている。修身談はその一つのしかし主要な内容として位置づけられた。かような口授科の総合的性格は、この口授科を一環とする教科課程一般の性格でもあった。すでに明らかなように、教科課程は内容の未分化的ないしは総合的編成に依拠したのであり、それが口授科にも反映したのである。

とはいえ、特殊的には、東京師範学校の場合にならって、口授科の内容を修身談に限定する教則もあらわれた。この場合もまた、教科課程一般は、その内容において、いぜんとして未分化的であり、総合的である。かような環境のなかに、特殊的ではあれ、修身談のみを内容とする口授科が登場したこと、それはむしろ新たな視角を必要とする事態である。ただここでは次の点を指摘する必要がある。

一般に口授科の加設は、教科課程における内容分化の一環ではむろんなく、いわば方法的分化の一環をなす。師範学校「小学教則」をはじめとして、「学制」下の小学教則は、問答、復読、譜記、輪講、等の教科をたてることによって、方法的分化ともいいうべき事態を示した。その一環として加設された口授科については、次のような説明がなされている。

「総テ口授科ハ本科ノ余習ニ備ヘ且其不足ヲ補ヒ以テ幼智ヲ開発スルヲ旨トス」（明治9年7月改正、敦賀県下等小学教則凡例）⁽⁴¹⁾

「口授課ハ主トシテ勧懲ノ事ヲ談話シ旁ラ養生地理歴史博物等ニ及ヒ以テ他諸課ノ予習ト裨補トニ供スルヲ目的トス」（明治11年3月、愛媛県下等小学教則条例）⁽⁴²⁾知られるように、口授科は「本科」「他諸課」の予習と補足のための教科とされている。それは、もともと「本科」「他諸課」に包含されていた口授（方法としての口授）が一教科として分化したことによる当然の性格である。

口授科のかのような性格は、修身談のみを内容とする場合をもつらぬくものといえよう。すなわち、修身談のみを内容とする口授科もまた、「本科」（この場合、特に修身的教材を含む読物科）を前提とし、これをとりわけ補足するものとみなされる。かようなものとして、この口授科はまだ修身科の自立を意味するものではなかった。この口授科が修身科となるためには、教科課程における内容分化にともない、「本科」を解体させる（その一つとして、読物科中の修身的教材を分離させる）ことによって、「本科」との（前提一補足の）関係を断たねばならなかった。

こうして、口授科内容のいかんにかかわらず、「学制」下の小学教則は、教科課程における内容の未分化的ないし総合的編成に依拠することによって、修身科の自立を阻んだというべきである。

この点に関して、「学制」下の師範学校教則および中学教則は対照的である。それらは、修身学あるいは修身という教科の早期的登場を示している。たとえば、明治5年5月、東京に創設された師範学校は、創設当初、修身学を設けなかったが、明治7年4月の改正教則⁽⁴³⁾において、修身学を設けるにいたった。教科は次のとおりである。

地学 史学 理学 数学 画学 習字 文章学 博物学
授業法 修身学 経済学 生理学 記簿法 諸科復習
実地授業

また、中学に関する教則が文部省年報にあらわされてくるのは、大体第三年報からであるが、一例を挙げれば——埼玉県立学齢中学変則学科⁽⁴⁴⁾

文法 地学 史学 理学 化学 生理学 経済学 修身学 政治学 法律学 画学 記簿法 作文 数学

このように、一般に師範学校教則および中学教則においては、いちはやく教科課程が（内容）分化的に編成され、その一環として、修身学あるいは修身もまた設けられたのである。

註

- (1) 「明治以降教育制度発達史」第一巻。p. 342
- (2)(3)(4) 前出、海後「小学校教科の分化と綜合」参照。
- (5) 東書文庫蔵。「浜松県小学校規則」年不明。
- (6) 海後、前掲論文。p. 277
- (7) 乙竹岩造「日本教育史の研究」第二輯、昭和14年、日黒書店。同書第九篇「学制時代我が国の教育」参照。
- (8)～(10) 同前書。p. 319
- (11) 海後、前掲論文。p. 278
- (12) 「文部省第一年報」明治6年。p. 53
- (13) 「下等小学教則」については、東書文庫蔵「文部省改定下等小学教則」を参照。その他、内閣文庫蔵「東京師範学校沿革一覧」明治13年、東京師範学校、参照。
- (14) 財団法人開国百年記念文化事業会編「明治文化史」3、教育道德編、1955年、洋々社。p. 89
- (15) 佐藤秀夫「近代教育の発足」。岩波講座「現代教育学」5、1962年、所収。p. 48
- (16) 東書文庫蔵。埼玉県学校改正局「小学教則」明治6年12月
- (17) 乙竹、前掲「学制時代我が国の教育」参照。
- (18) 「文部省第三年報」明治8年。p. 314～5
- (19) 「文部省第四年報」明治9年。p. 74
- (20) 同前書。p. 84
- (21) 東書文庫蔵。千葉県「下等小学教則」
- (22) 前出、吉田・海後「変遷」。p. 35～6
- (23) 前掲、「東京師範学校沿革一覧」附録所収。
- (24) 東書文庫蔵。「熊谷県小学教則」明治8年9月。
- (25) 「文部省第四年報」明治9年。p. 135～7
- (26) 同前書。p. 301～2
- (27) 東書文庫蔵。「敦賀県教育規則小学ノ部」明治9年7月10日改正。
- (28) 「文部省第五年報」明治10年。p. 121～2
- (29) 同前書。p. 174～5
- (30) 同前書。p. 190～2
- (31) 内閣文庫蔵。「文部省日誌」明治11年第9号。p. 23～35
- (32) 同前書。第13号。p. 42～50
- (33) 同前書。第14号。p. 39～49
- (34) 同前書。第5号。p. 4～22
- (35) 同前書。第5号。p. 23～32
- (36) 同前書。第2号。p. 23～33
- (37) 同前書。第3号。p. 23～37
- (38) 同前書。第14号。p. 32～38
- (39) 同前書。第13号。p. 21～27

なお、この教則に見る内容限定は最下等小学という段階に関連しよう。

- (40) なお、第三類型に関連して、次のような教則を指摘しておく。愛媛県師範学校上等小学教則（第6号、p. 30～34）同県第三拾七番中学区内野間郡風早郡甲乙丙種斟酌下等小学上科教則（第17号、p. 2～4）は口授科について「勧懲

等ノ事」と定めている。第三類型に準ずるものである。

- (41) 前掲「敦賀県教育規則小学ノ部」
- (42) 「文部省日誌」明治11年第3号、p. 38～50
- (43) 前掲「東京師範学校沿革一覧」所収。
- (44) 「文部省第三年報」明治8年。p. 153

[補註]「学制」下の府県小学校教則について注意すべきことがある。

たとえば、和歌山県公立小学校教則は、二通りの教科構成を示している。その一方が本文で紹介したものであり、他方は、次のようなものである。

下等小学 史学 地学 博物学 修身学 算術 習字 作文
上等小学 史学 地学 物理学 経済学 生理学 算術 習字 画学 作文 記簿

こちらは建前であり、実際は本文に示した教科構成によったのである。本文での検討は、この実際の措置に即してなされた。なお、次節に見る「教育令」下の府県小学校教則にも、建前と実際と、二通りに示したものがある。たとえば、茨城県公立小学校模範教則（「文部省日誌」明治13年、第14号。p. 12～41）

(5) 「教育令」下の小学校教科課程と修身科

周知のように、明治12年9月、「学制」にかわって「教育令」が公布された。その第三条は小学校教科について次のように定めている。

「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ 其学科ヲ読書 習字 算術 地理 歴史 修身等ノ初步トス
土地ノ情況ニ隨ヒテ 野画 唱歌 体操等ヲ加ヘ 又物理 生理 博物等ノ大意ヲ加フ 殊ニ女子ノ為ニハ 裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」⁽¹⁾

「学制」の小学校教科に比し、整理されていることは明らかである。小学校の必須教科は、今や、読書、習字、算術、地理、歴史、修身の六科にしばられた。かような整理縮小は、現実考慮のしからしむるところである。

ところで、前節で「学制」下の小学校教則を見たわれわれは、かような整理縮小の側面と同時に、「教育令」第三条が地理、歴史、修身等の内容的に分化した教科を再確認していることに注目させられる。「学制」が定めながらも、現実には読物科をはじめとする内容的に未分化な教科のなかに包括されて、自立しなかったこれらの教科が、あらためて分化自立するよう定められたのである。こうして「教育令」第三条によれば、「学制」に比し簡素化されながらも、やはり内容的には分化した教科課程が編成されることになる。その分化の一環として、修身科が、必須教科の末尾ではあれ、設けられることになる。

では、この「教育令」のもとで、府県小学校教則の段階においても、いよいよ修身科が設けられる運びとなつたのであろうか。ここで注意しておくべきことは、佐藤秀夫氏の指摘したように、「教育令」下において、「公立小学校教則の編成権が府県知事の手から町村学務委員へと移され、地域の状況に見合った教則の編成が進めら

れることになった」⁽²⁾ということである。そのことを念頭におきつつ、「教育令」下の年として明治13年をとり、同年の「文部省日誌」に収められている小学校教則を観察しよう。それらは相当の数にのぼるが、府県の同(明治12年末～13年)にもとづき、文部省が遅くとも明治13年12月27日(「改正教育令」公布の前日)までに認可したものである。

前節にならって、教則を分類する。まず、第一類型として、口授科も修身科も設けていない教則を挙げる。岡山県久米南条郡小学教則⁽³⁾、同県真島郡公立小学教則⁽⁴⁾、同県阿賀郡公立小学教則⁽⁵⁾がそれである。その引用は省略するが、この三教則とともに、教科課程は内容的に未分化であり、読書科には修身書も配された。なお、久米南条郡の教則を除いて、他の二教則は、明治13年12月5日県伺、同27日文部省認可のものである。

「改正教育令」公布の前夜にも、かような教則が編成され、認可されたのである。

第二類型は、総合的内容教科としての口授科を設けるものである。前節にならって、ここでもケース別に注目すると、ほとんどが前節の第一ケースに属することを知る。その一例として、兵庫県出石郡出石町公立弘道小学校規則⁽⁶⁾を例示する。その教科は――

下等小学(6級3ヶ年) 読書 習字 算術 問答 暗記
書取 作文 口授 体操
上等小学(6級3ヶ年) 読書 習字 算術 暗記 書取
作文 画法 口授 体操

※時間外に容儀裁縫もある。

ところで、口授科については次のように定められる。

下等第六級 物品談 修身談

第五級 物品談 修身談 養生談 地理談
第四級 修身談 養生談 地理談
第三級 修身談 地理談 物理談 歴史談
第二級 修身談 地理談 物理談 歴史談 博物談
第一級 修身談 歴史談 博物談 生理談

上等第六～四級 修身談 地理談 歴史談

第三級 修身談 地理談 歴史談 物理談
第二級 修身談 歴史談 物理談 経済談
第一級 修身談 経済談 国政談 民法談

※上下等とも月～土曜の毎日第2時限に配当。

これは、もちろん口授科内容がもっとも広範にわたる一例である。なお、上等小学の読書科は「勧善訓蒙」をも含んでいる。

この教則を一例として、第一ケースに属する教則にお

いては、口授科が下等では修身談、養生談、あるいはこれに物品談を加えたものを主体とし、さらに、すでに下等から、あるいは上等にいたって、地理談以下に及んでいる。ちなみに、このケースに属する他の教則を列挙すれば――

岡山県西北条郡小学教則、同県上房郡小学教則、同県賀陽郡公立小学教則、同県師範学校附属練習小学上下等教則、同県東北条郡公立小学校教則、秋田県石沢学校教則、同県岩野目沢学校教則、岡山県後月郡公立小学教則、同県勝南郡公立小学校則、長野県公立小学模範教則、岡山県邑久郡公立小学教則

次に、前節でいう第二のケースも、僅かながら見られはする。その一例として、広島県沼田高宮両郡公立小学教則⁽⁷⁾を例示する。その教科は次のとおりである。

下等小学(8級4ヶ年) 読物 書取 作文 算術 習字
復習 口授 運動
上等小学(4級2ヶ年) 読物 書取 作文 輪講 画学
算術 記簿法 習字 口授 運動

ところで、口授科については、

「校則及ヒ生徒心得諸物品ノ名目性質等ヨリ修身養生ノ大意ヲ縷述シ級ヲ遂ヒ疎ヨリ精ニ入ルヘシ」と定められている。このように、口授科の内容が物品・修身・養生談に狭められている。なお、読物科は特に修身書と呼ぶべきものを含まない。ちなみに、このケースに属するものを挙げれば――

福岡県京都郡仲津郡公立小学教則(上例と同一説明で下等にのみ口授科)、茨城県公立小学模範教則(上等教科課程は修身談、養生談、実物示教、ただし中等教科課程は他に「物理ノ大意」を含み、第一のケースとみなしうる)

第二類型に属するものとして、なお若干の教則を残している。その一つ、石川県尋常小学教則⁽⁸⁾によれば、教科は次のとおりである。

文学(読書 書取 作文) 庶物指教 口授 地理 歴史
算術 習字 野画 裁縫(女) 容儀(女) 体操
※5級 5ヶ年

知られるように、地理、歴史が分化した。ところで、口授科の内容は――

修身 養生 日用枢事 農業科略目附漁獵 工業科略目
商業科略目 国政談略目

※第五級 週3時、第四～二級 週2時、第一級
男10～11時 女1時

かのような内容構成によって、この教則は第一のケースに

準ずるとしても、実業的知識を重視する点で特徴的なのである。なお、地理、歴史科の分化の反面、読書教材の縮小が注目される。

伊呂波図 五十音図 潜音図 次清音図 数字図 連語図 小学読本

このように、いわゆる言語教材および「小学読本」に限定された。

いま一つ、静岡県周智郡公立小学教則⁽⁹⁾は、口授科ではなく、口解という教科を設けている。それは読書教材の大意を授けるものとされている。読書教材は 小学入門 小学読本 地理初步 県地誌 日本地誌略 日本略史 万国地誌略 万国史略 勸善訓蒙 である。したがって、この口解は、第一ケースの口授科に準ずる総合的内容教科といえよう。

総じて、第二類型の教則においても、一部に内容分化の兆候が見られはするが、未分化的編成こそ支配的であり、それが口授科にも反映した。

第三類型は、修身談のみ(または他に養生談)を内容とする口授科を設けるものである。この類型に属するものとしては、岡山県赤坂郡公立小学教則⁽¹⁰⁾、秋田県公立小学高闘学校教則⁽¹¹⁾（以上、修身談のみ）、京都府下等小学教則⁽¹²⁾が見いだされる。たとえば、岡山県赤坂郡の場合、その教科は

下等小学（6級3ヶ年）読書 算術 書取 作文 口授
習字

上等小学（6級3ヶ年）読書 算術 作文 習字
とされ、下等にのみ口授科がある。ここで、全級をとおして週1時、修身談がなされる。なお、上等の読書科には「勸善訓蒙」が配されている。このように読書科(ないしはそれに相当する教科)に修身教材が配されている点は、三教則に共通している。なお、京都府の場合は、修身学口授という名称であるが、その内容は「修身及摶生ノ事」とされている。

最後に、第四類型として、ようやく、修身科を設けた教則を見いだす。この類型に属するものとしては、東京師範学校附属小学教則⁽¹³⁾、三重県度会郡野後小学校教則⁽¹⁴⁾、櫻木県公立小学校模範教則⁽¹⁵⁾、埼玉県小学師範学校附属小学教則⁽¹⁶⁾、石川県高等小学教則⁽¹⁷⁾が見いだされる。一例として、東京師範学校の場合を挙げると、教科は

下等小学（8級4ヶ年）読書（読法、作文）習字 実物
算術 修身 署画 唱歌（当分
欠ク）体操 裁縫（女）

上等小学（8級4ヶ年）読書（読法、作文）習字 実物

算術 地理 歴史 修身 物理
化学 博物 生理 署画 唱歌
(当分欠ク) 体操 裁縫(女)
随意科として読書(漢文、英文)

とされている。内容的に分化した教科課程が編成されている。その際、読法の教材は

下等 伊呂波 五十音 次清音 潜音 簡易ナル仮名文
及ヒ漢字交リノ文 小学読本

上等 小学読本
とされ、今や言語教材および小学読本に限定されたのである。なお、修身科については、

下等 小説寓話等ニヨリテ勸善ノ大意ヲ口論ス
上等 賢哲ノ言行ヲ説キ人倫ノ大道ヲ教論ス

※上下等全級週6課（1課は25分）

と説明している。

このように教科課程が内容的に分化している点は、他の教則においても同様であり、その一環として修身科を見るのである。その際、三重県度会郡野後小学校教則、埼玉県小学師範学校附属小学教則を明らかな例として、他の類型においては読書科に含まれている修身書が、修身科に移されている。ちなみに、文部省は、明治13年、島根県向に対して次の指令を発している。

「地理歴史修身書等ハ其読法ヲ教授スル目的ナレハ読法欄内ニ書シ地理歴史修身ヲ教授スル目的ナレハ其学科ノ欄内ニ記スヘキ儀ト可心得事」⁽¹⁸⁾

こうして、教科ないしその目的の分化にともない、修身書も移動したのである。かような教材移動の結果を前記の東京師範学校附属小学校の読法に見た。ただし、上記の三重県の場合には、まだ教科として登場していない化学、地学、農業、経済の書籍が読書科に残されていることに注意しなければならない。なお、修身科は、埼玉県の教則のように、「賢哲ノ言行」とともに「摶生法」を含む場合もあった。

以上「教育令」下の地方の小学校教則を4類型にわたりて観察した。すでに明らかのように、大多数の小学校教則は、「教育令」第三条の規定にもかかわらず、「学制」下の状況を踏襲している。すなわち、教科課程は内容の未分化的、ないしは総合的編成に依拠し、したがって修身科もまた分化しなかった。その内容が読書科と口授科とに包含されるにとどまる。

とはいえる、僅かながらも、「教育令」第三条にもとづき、内容的に分化した教科課程を編成し、その一環として修身科を設ける教則もあらわれた。それらは、師範学校附属小学校教則、県の模範教則、等、府県の上部段階に

比較的多く見られる。ここに「教育令」下の新しい動向が看取される。

ともあれ、第二類型に集中しながらも、全体としては4類型にわたる多様な状況、それは「教育令」下のいわゆる自由主義的な教育行政方針のしむるところといえよう。

註(1) 「明治以降教育制度発達史」第二巻。p. 162

(2) 前出、佐藤「近代教育の発足」p. 48~9

たとえば、明治13年5月4日、文部省は岩手県伺に対して次の指令を発している。

「公立小学校ノ教則ハ学務委員ニテ編制スヘキ儀ト心得ヘシ」（「文部省日誌」明治13年、第17号、p. 3）

(3) 内閣文庫蔵。「文部省日誌」明治13年、第1号。p. 4~10

(4) 同前書、第26号。p. 6~24

(5) 同前書、第26号。p. 25~33

(6) 同前書、第4号。p. 37~46

(7) 同前書、第5号。p. 15~23

(8) 同前書、第13号。p. 16~27

(9) 同前書、第3号。p. 5~9

(10) 同前書、第2号。p. 36~43

(11) 同前書、第5号。p. 52~57

(12) 同前書、第15号。p. 1

(13) 同前書、第2号。p. 17~33

(14) 同前書、第6号。p. 32~45

(15) 同前書、第11号。p. 14~23

(16) 同前書、第13号。p. 1~11

(17) 同前書、第13号。p. 16~27

(18) 同前書、第20号。p. 20

(6) 首位教科修身の成立

「教育令」は、その公布後一年余にして、早くも改正された。明治13年12月28日、「改正教育令」が公布された。そのとき、小学校教科課程に関しては、注目すべき改正が見られた。その第三条によれば――

「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初步トス土地ノ情況ニ随ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得」⁽¹⁾

知られるように、列挙されている教科の種類には変化がない。ここでも内容的に分化した教科課程が編成されている。ただし、二点の改正に注目しなければならない。第一点は、今や修身科が首位教科となつたことである。第二点は、修身以下六教科のうち、地理、歴史を減ずる場合が認められ、最低必須教科が修身、読書、習字、算術の四教科にしほられたことである。

第一点についていえば、修身科を首位におくべしとの議論は、すでに明治12年の「教育令」案審議の過程でも行なわれた。それは、元老院の会議における佐野常民議

官の修正意見によって知られる。

「第三条に小学校の学科を掲ぐる読書、習字、算術、地理、歴史、修身等とあるも、修身の字を課程の冒頭に置き（後略）」⁽²⁾

この修正意見は、文部大輔田中不二麻呂の答弁

「原案にて可なり。修身のことは小学に於ても緊要なりと雖、亦以て之を末段に掲げ、小学も亦之を疎略に付せざるを示すのみ。」⁽³⁾

かような答弁に制せられて、元老院を通過するにいたらなかつた。しかしながら、修身科を比較的重視する傾向は、すでに「教育令」下にも兆していた。たとえば、明治13年6月25日、文部省は神奈川県伺に対して次の指令を発している。

「小学ニ於テ地理歴史等ノ科目ヲ設ケシテ読書科中へ右ニ属スル用書ヲ加ヘ且其用書地理ハ管内地理ニ止リ歴史ハ近世ノ伝記ニ止ルノ類ハ實際不得已分ニ限り姑ク地理歴史ノ科ヲ備ヘタルモノト做スヘク修身科ノ儀ハ行儀等ノ口授ニ止リ或ハ其初歩ノ小学読本ノ中ニ散見スル等ヲ以テ之ヲ備ヘタルモノト做スヘカラサル儀ト可心得事」⁽⁴⁾

こうして、文部省の態度としては、地理、歴史等にくらべ、修身科については条件をきびしくした。また、明治13年11月18日、文部省は愛媛県伺に対して次の指令を発している、

「公立小学校課程中修身科ヲ除キ其他ノ各科ハ必シモ毎級ニ割合教授セサルモ苦カラス」⁽⁵⁾

すなわち、文部省は、修身科にかぎっては全級で教授すべしとの態度をとつたのである。かような文部省の態度と、指令の当時、文部省が認可した地方の小学校教則の状況と、その間の関係には疑問が残る。かような不整合は過渡期の現象なのであろうか。ちなみに、この指令の当時、すでに文部省首脳部は一新し⁽⁶⁾、「教育令」改正の準備が進められていた。

ともあれ、すでに兆していた修身科重視の傾向をうけつき、形式的にも表現するかのように、「改正教育令」は修身科を首位教科と定めたのである。

第二点について言えば、その理由を「改正教育令」の原案⁽⁷⁾に見ることができる。要するに、この改正点は、必須六教科の必要度を比較考量し、さらに地域の現実に応じて就学期間を短縮する場合に備えて、なされた措置であった。小学校教科課程に関する現実への配慮においては、「教育令」よりむしろ「改正教育令」の方が一步を進めている。

ところで「改正教育令」第三条が定めた小学校教科の

配当、また内容については、翌年5月に制定された「小学校教則綱領」⁽⁸⁾によって知ることができる。それによると、小学校は初等科（3ヶ年）、中等科（同）、高等科（2ヶ年）の三段階に区分され、この三段階ごとに教科が示されている。

初等科	修身	読書	習字	算術	唱歌	体操
中等科	修身	読書	習字	算術	地理	歴史 図画
	博物	物理	裁縫（女）	唱歌	体操	
高等科	修身	読書	習字	算術	地理 図画	博物
	化学	生理	幾何	経済（男）	裁縫（女）	家事
	経済（女）	唱歌	体操			

このうち、「唱歌ハ教授法ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ」とされ、また

「土地ノ情況男女ノ區別等ニ因リテハ某学科ヲ増減スルコトヲ得但修身読書習字算術ハ之ヲ缺クコトヲ得ス」とされる。

こうして、「小学校教則綱領」は、修身、読書、習字、算術の四科を基本とすると同時に、全体としては、内容的に分化した教科課程を編成し、具体化する。上記の四科が基本である点は、その教授時間にも反映し、この「綱領」が掲げる「課程ヲ設クルノ一例」によれば、その合計は、全教科教授時間の73.26%を占める。他方、内容的に分化した教科課程である点は、読書科中の読方に反映し、それは次のように機能を特殊化している。すなわち、その教材は、

初等科 伊呂波 五十音 潤音 次清音 仮名ノ單語
短句 仮名交リ文ノ読本

中等科 近易ノ漢文ノ読本 稍高尚ノ仮名交リ文ノ読本
高等科 漢文ノ読本 高尚ノ仮名交リ文ノ読本

であるが、「之ヲ授タルニ當テハ読法、字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理会セシムルコトヲ旨トスヘン」と定められたのである。

修身科についてはどうか。それは、初、中、高等の三段階に一貫して設けられ、

「初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言事実等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケソコトヲ要ス」

と定められている。なお、前記「課程ヲ設クルノ一例」によれば、初、中等の修身科は毎週6度3時、高等の修身科は毎週3度3時であり、通算して全教科教授時間の10.02%を占める。さらに「改正教育令」下の修身科については、文部省によって新しく修身教科書が編輯されたこと、そして教授法においては口授よりむしろ暗記が

強調されたことを指摘しなければならない。しかし、その点の検討は後章の課題としよう。

さて、この「改正教育令」および「小学校教則綱領」のもとで、府県小学校教則はどうなったのであろうか。まず確認しておくべきことは、「改正教育令」によって、小学校教則の編成権が再び府県知事に帰せられたことである。第23条は定める。

「小学校ノ教則ハ文部卿領布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ」⁽⁹⁾

このことを念頭におきつつ、府県小学校教則を観察する

たとえば、石川県小学教則⁽¹⁰⁾（明治14年制定）は、教科を次のように定めている。

初等科 修身 読書 習字 算術 事物指教 裁縫（女）
体操

中等科 修身 読書 習字 算術 事物指教（男） 地理
歴史 図画 博物 物理 裁縫（女） 家事経
済（女） 容儀（女） 体操

高等科 修身 読書 習字 算術 事物指教（男） 地理
(男) 図画 博物 化学 生理 幾何（男）
経済（男） 簿記 裁縫（女） 家事経済（女）
容儀（女） 体操

修身科については、次のとおりである。

「初等科ニ於テハ簡易ノ格言事実等ニ就キ応報ノ理及徳義行ノ一端ヲ論シ併セテ児童ノ履行スヘキ作法ヲ授ケ
中等科ニ於テハ古今聖哲ノ格言行為ニヨリテ其感悟ヲ導
キ其徳性ヲ涵養シ

高等科ニ至テハ徳性保身公義誠実ノ要領慈人及人倫日常
交際ニ關スル要務ヲ授クヘシ」

なお、この教則が掲げる課程表によれば、修身科は全級毎週6度3時であり、その教授時間は、全教科教授時間の10.12%を占める。

もう一つの例として、愛知県小学校教則⁽¹¹⁾（明治15年制定）を挙げると、教科は次のとおりである。

初等科 修身 読書 習字 算術 唱歌（当分欠） 体操

中等科 修身 読書 習字 算術 地理 歴史 図画
博物 物理 農商学 裁縫（女） 唱歌 体操

高等科 修身 読書 習字 算術 地理 図画 博物
化学 生理 幾何 経済（男） 家事経済（女）
裁縫（女） 唱歌 体操

修身科については、修身と作法とに分けて説明されている。

「修身 初等科第六級ハ六論衍義鈔ニ拠リ簡易ノ格言人
倫日常ノ事実ヲ平易簡明ニ口授シ

第五級以上中等科及ヒ高等科ニ至テハ書籍ニ拠リ
雜フルニ口授ヲ以テシテ漸次高尚ニ及ホシ務メテ
児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ（後略）
作法 札容ヲ習ハシムルハ初等科ヨリ高等科ニ通メ之
ヲ行ヒ徒ニ法式ノミヲ授ケス平常ノ応対進退等ニ
於テ之ヲ習熟セシムルヲ要ス又男女性質ヲ異ニス
ルヲ以テ須ク注意ヲ加フヘシ」

なお、修身科の教科書として、上記の説明にある「六論衍義鈔」（鈴木重義編）の他、初等科では「修身児訓」（亀谷行編輯）等、中等科では「修身小学」（堤正勝編）等、高等科では「改正小学修身訓」（西村茂樹選録）等が挙げられている。「学制」および「教育令」下とは異なる新たな教科書の登場については、後章の課題としよう。ともあれ、かような修身科が、初等科第六、五級では週6度6時、初等科第四級以上および中等科では週6度3時、高等科では週3度3時、授けられることになった。修身科の教授時間は、全教科の教科時間の11、22%を占める。

例示は以上にとどめよう。というのは、明治14、15年の「文部省日誌」その他の資料によって知られる当時の府県小学校教則は、上記二例のように、その設置教科、その説明、教材、配当時間等に若干の独自性を示しているにせよ、基本的には「小学校教則綱領」に準拠している点で同一だからである。すべての教則が、修身、読書、習字、算術の4科を中心としながら、内容的に分化した教科課程を編成している。

こうして、「改正教育令」および「小学校教則綱領」を経た明治14年以降において、ようやく府県小学校教則の段階でも、（内容）分化的な教科課程編成が一般化したこと、その一環として、しかも首位教科として修身科が成立したことを知る。「改正教育令」を転機とする府県小学校教則のこのような一挙的変化は、「改正教育令」に見る干渉主義的な教育行政方針を重要な要因としているものと考えられる。かような方針なればこそ、小学校教則の編成権も上昇し、府県知事の手によって文部省の意向を忠実に体した小学校教則が制定されたのである。「改正教育令」下の府県小学校教則の状況を通して、今や、体制の必要からする教育の国家的統括への動向が看取される。その行く手には、明治19年の「小学校令」による「教育内容の全国的統一化」⁽¹⁾がある。

註(1) 「明治以降教育制度発達史」第二巻。p. 201~2

(2)(3)江木千之翁経歴談刊行会「江木千之翁経歴談」昭和8年、上 p. 78

(4) 「文部省日誌」明治13年、第18号。p. 10

(5) 同前書、第21号。p. 35~7

- (6) 明治13年2月、寺島宗則にかわって河野敏鎌が文部卿に就任し、翌3月、文部大輔田中不二麻呂は司法卿に転出した。
- (7) 前掲「発達史」第二巻。p. 176~7
- (8) 同前書。p. 252~256
- (9) 同前書。p. 204
- (10) 内閣文庫蔵。「文部省日誌」明治14年、第13号。p. 60
- (11) 東書文庫蔵。「教育典令」武編、明治16年12月出版、所収。
- (12) 前出、「明治文化史」3。p. 118

II 国家の教育要求と修身科

修身科が教科課程における内容分化の一環として成立したことは、すでに明らかである。修身科成立の歴史は、同時に教科課程における内容分化の歴史であった。しかしながら、前章においては、分化的な教科課程の一環として、他ならぬ修身科の定立された事情が、さらには首位教科とされるにいたった事情が捨象されていた。ここで、第二の視角をとりあげねばならない。すなわち、わが国が近代を迎えたとき、国家は教育、とりわけ道徳教育にどのような要求を託したのか、そのこととの関連において、修身科の成立を問わねばならない。

かのような視角の必要は、すでに近世の寺子屋における修身談生成の事情が示唆するところである。いうまでもなく、寺子屋は、もともと庶民の文字学習への要求にもとづいた自然発生的な教育施設であった。ところが、享保期以降の寺子屋は、単なる手習所にとどまらず、新たな性格を附加される。それは、石川謙氏によれば「人倫道徳と公民的訓練との教養場」⁽¹⁾としての性格である。ここには、享保期以降積極化した幕府、諸藩の対寺子屋政策が作用している。下って天保年間、江戸府内の手習師匠に対する老中水野忠邦の布令の一節に――

「筆道ノミニアラズ風俗ヲ正シ、礼儀ヲ専ラニ、忠孝ヲ訓可申事肝要ニ心得可申候。且又文字認候程ノ者ハ、自然物読事モデキル者ナレバ、御高礼ノ文段或ハ御触事、又ハ庭訓之外実語教、大学、小学、婦女子ハ女今川ヲ始、女戒、女孝經ノ類ヲ筆道ノ傍ニ教可申候。」⁽²⁾

こうして、寺子屋が習字、読書のなかに修身書を配し、さらには修身談を設ける事態が、上記の布令を一例とする幕府、諸藩の庶民教化政策と関連していることを知るのである。

註(1) 前出、石川謙「日本庶民教育史」。p. 324~5

(2) 前出、乙竹岩造「日本庶民教育史」上巻。p. 788参照。

(1) 「皇道主義」と人民教化政策

「学制」における修身科の成立を問うに先立ち、「学制」頒布前、維新政府が掲げた教育の指導理念と、そこから導き出された人民教化政策を視野に取める。

維新当初の政府が掲げた教育の指導理念は、「皇道主義」と呼ばれている。それは、明治元年9月、皇学所、漢学所仮設に関する「御沙汰」中、次の規則によって知ることができる。

「一国体ヲ弁シ名分ヲ正スヘキ事

一漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」⁽¹⁾

すなわち、「漢土西洋ノ学」を羽翼としつつ、「皇道」に中枢的位置が与えられている。そして「皇道」とは「國体ヲ弁シ名分ヲ正ス」ということ、つまり天皇ないし天皇制国家への忠誠の倫理に他ならないと考えられる。

こえて明治2年6月、昌平学校、医学校、閔成所三校を総合して大学校とするにあたっての布達においても、次の二節が見られる。

「神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國体ヲ弁スルニアリ乃チ皇國ノ目的学者ノ先務ト謂フヘシ」⁽²⁾

ここでも、広く海外知識の攝取の必要を認めつつ、なによりも「皇國ノ目的」が「学者ノ先務」とされている。

このように、維新当初の政府が掲げた教育の指導理念は、知識を世界に求めながらも、その中軸に天皇ないし天皇制国家への忠誠の倫理をつらぬこうとするものであった。かような指導理念が、明治2年「諸府県施政順序」中「小学校ヲ設ル事」のなかに、「國体時勢」「忠孝」の「講談」としてもあらわれていることは、さきに見たとおりである。

ところで、かような「皇道主義」の指導理念が掲げられたとき、維新政府の教育政策立案の中軸には、今や玉松操、平田鉄胤、矢野玄道らの国学者が位していた。そして彼らが天皇ないし天皇制国家への忠誠の倫理を造出するためにうちだしたのが、神道思想であった。

明治元年3月、「神仏分離令」と月を同じくして、維新政府の学校掛から「学舎制」が提案されている。これは上記の国学者たちによる復古的な学校構想であるが、その冒頭に次の規定がある。

「皇祖天神社

寮中ニ請奉テ大学別當其神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官以下学生以上尽其祭祀ニ仕奉ル」⁽³⁾

「大宝律令以来官立の学校に於ては孔子を祭神としてゐた」⁽⁴⁾のに対して、今や神道思想にもとづき、国神をまつろうとしている。

さらに、明治2年の祭政一致によって今や国教化したといるべき神道思想は、翌3年正月の大教宣布の詔書を契機に、各府、藩、県の宣教使による人民教化の具となった。いわゆる大教宣布の運動である。この運動は、現実には「唯々勧懲につくるとする成人講座」としかなり得

なかった」⁽⁵⁾にしても、その政策的意図は、明治4年7月の太政官達「大教之旨要」中、次の二節によつて明らかである。

「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明カニシ億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ効シ以テ朝廷ニ奉事セシムニアリ」⁽⁶⁾

知られるように、この運動は、神道思想に依拠しつつ、人民を「朝廷ニ奉事セシム」ことを意図したのである。

大教宣布の運動を見る人民教化政策は、装いをかえてさらに継続する。それは、かの三条教憲にもとづく人民教化政策によって知られる。

明治5年3月、従来の神祇省にかわって教部省が設置された。設置に先立ち左院が行なった建議(明治4年12月)によつて、その設置の意図をうかがうと――

「今ヤ太政官及ヒ諸省諸府県ヲ置キ百般ノ事務大小分課アリ其功ヲ奏ストイヘトモ独憾ラクハ國体ヲ正フシ君臣ノ義ヲ明カニシ教化ヲ敦フスルノ道ニ於テ恐ラクハ未タ其精ヲツクササルモノアルニ似タリ(中略)

一天御中主神ヲ以テ開元造化ノ主神トシ天照太神ヲ以テ
皇上万世ノ元祖ト可奉仰事

一共和政治ノ学ヲ講シ國体ヲ蔑視シ新教ヲ主張シ民心ヲ煽動スル類間々或ハ之レアリ抑我帝国ノ権力他ノ國体ト比較シテ之ヲ議スルヲ得ス後世或ハ祖宗ノ神靈ヲ誤リ認テ教法主ト看做サンコト恐ル是教部省ヲ置所以也」⁽⁷⁾
いぜんとして、神道思想を基本としつつ、天皇ないし天皇制国家への忠誠を求めて人民を教化しようとする意図が看取される。

さて、こうして設置された教部省によって、人民教化の準則として三条の教憲が定められた。それは、一、敬神愛國の旨を体すべきこと、二、天理人道を明らかにすべきこと、三、皇上を奉戴し朝旨を遵守すべきこと、というものである⁽⁸⁾。この三条教憲にもとづき、教部省は全国の神官、僧侶を教導職に任じ、人民教化にあたらせた。その現実は、明治6年1月に教部省が教導職の怠慢をいまじめる通達を出さねばならぬほどに、低調なものではあった。しかし、そのなかで、たとえば

「説教者ノ内、従来幽冥ニ事ヨセ、或ハ無根ノ怪説ヲ述べ候弊モ有之、遂ニハ三条ノ御趣意ニハナレ、軍談トモ雜話トモナゾケガタキ向モ有之ヨシ、不休裁ノ至リニ候。向後キット右ヤウノ弊習相改メ、政教ノ御趣意ニ相基ヅキ候様コレ有タキ事。」⁽⁹⁾

という条項に、戯画的ともいべき現実と同時に、三条教憲にもとづく人民教化を明治6年においてなお継続しようとする教部省の態度を看取しうるのである。

こうして「学制」頒布後にも及ぶ神道思想に依拠した人民教化政策を視野に収めつつ、次に「学制」における修身科の成立を問わねばならない。

註(1) 「明治以降教育制度発達史」第一巻。p. 95

(2) 同前書。p. 117

(3) 同前書。p. 88

(4) 同前書。p. 92

(5) 石田一良「明治開化期と市民文化の成立」。開国百年記念文化事業会編「開国百年記念明治文化史論集」昭和27年、乾元社、所収。p. 342

(6) 前掲「発達史」第一巻。p. 196~7

(7) 同前書。p. 217~8

(8)(9)前出「明治文化史」3。p. 500~501参照。

(2) 開明的教育政策と「学制」修身科

すでに前章で見たように、「学制」の修身科は、文部省「小学教則」によって、欧米の道徳論（ないしは法律論）の翻訳書に依拠するものとされた。まず、この翻訳書の内容を確認するところから出発しよう。

代表的なものとして「修身論」をとりあげる。この書は、凡例にあるように、アメリカの「修身学」者F. Waylandの著述Elements of Moral Scienceを原書としたもので、阿部泰蔵の訳により明治5年に出版されている。この書は前編と後編とから成るが、内容上注目されるいくつかの点を挙げる。

本書は冒頭で「修身論ハ身ヲ修ムル定則ノ學ナリ」⁽¹⁾と定義している。この立言は、自然現象に対する法則的認識を人事について模倣することによって、人事を支配する法則（「修身ノ定則」⁽²⁾）の存在を主張するものとみられるが、この点は次章で検討する。

次に、「自然ノ定則アルハ万物ヲ主宰スル天アルノ証」⁽³⁾であるとの同様に、「修身ノ定則」もまた「天ノ定メタル定則」⁽⁴⁾であるとしている。つまり本書はキリスト教的世界観に依拠するものであり、たとえば、「人ハ皆天ノ造レル物ニシテ一様ニ天ノ保護ヲ受クル者ナリ故ニ相互ノ職務ヲ破ルトキハ當人ニ對シテ非ヲ行フノミニ非ラス亦天ニ對シ罪ヲ犯セシモノナリ」⁽⁵⁾というように、究極的には「天」の名において「修身ノ定則」の遵守を要求している。

他方、本書の道徳論は、欧米市民社会をその成立基盤とするところから、個人の自由、平等を説くものである。たとえば身体の自由を論じては「唯之ヲ用フルニ他人ノ權ヲ妨ケサレハ自由自在ニシテ人ノ束縛ヲ受クルノ理ナシ」⁽⁶⁾とし、「独リ父子ノ間ノミハ此例ニ非ラス」⁽⁷⁾とはいいうものの、「其子ノ成人ニ至ルニ及テハ父ノ權全ク終リテ爾後其子ノ天与ノ權ハ父子ノ別ナク共ニ世間ノ衆

人ト同等ノ地ニ居ルヘシ」⁽⁸⁾とされる。その他、所有権にも説き及んでいる。

さらに本書は「人民ノ職務ヲ論ス」⁽⁹⁾にいたっては、すぐれて公民教育的性格を帯びてくる。たとえば、「立法、司法、行政ノ三官ヲ合シテ之ヲ國ノ政府ト名ツク是等ノ官吏ハ法ヲ立テ之ヲ実地ニ施用シ國中ニ於テ一人モ其隣人ノ權ヲ妨クルノ權ナカラシメ若シ之ヲ妨クル者アレハ之ヲシテ補ヲ為シ其罪惡ノ罰ヲ受ケシメン為メ人民ニ其職ヲ命セラレタル者ナリ」⁽¹⁰⁾

と論じ、はては「政府ノ種類」⁽¹¹⁾に説き及んでいる。なお、ここにかの啓蒙思想が反映していることはいうまでもない。

かような「修身論」の特徴点は、すべての点についてではないにせよ、当時の他の翻訳書にも見いだされる。なかんずくキリスト教的世界観、また欧米市民社会における自由、平等思想の反映がいちじるしい。

「学制」の修身科はかような翻訳書に依拠すべきものとされた。ここには、もはや「皇道主義」はない。神道思想はない。この修身科の背後には、どのような事情が伏在したのであろうか。

まず現象的に知られることは、学校教育にかかる政策領域において、立案のイニシアティヴが国学者から洋学者に移っていることである。かような交替は、すでに明治3年頃からあらわれつつあった。周知のように、「大學規則並中小学規則」が、すでにそれを予告している。そして今「学制」が、その起草委員によって知られるように、洋学者を中心として企画立案されたのである。

ところで、「学制」の修身科に欧米の道徳論を導入するについては、洋学者中、誰よりも福沢諭吉を挙げなければならない。周知のように、福沢については、「洋学者」という表現も狭きに失するほど、欧米近代文明の主体的摂取にもとづく啓蒙活動が見られる。教育政策においても、その立案に直接的に参画することはなかったが、事実上「三田の文部卿」として多大な影響を及ぼしたのである。土屋忠雄氏の言を借りるならば、「被仰出書は官板『學問のすゝめ』」⁽¹²⁾なのであった。

その「學問のすゝめ」初編（明治5年）において、福沢は「人間普通日用に近き実学」⁽¹³⁾を奨励しつつ、その一つとして「修身学」に言及している。

「修身学とは身の行を修め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり。」⁽¹⁴⁾

そして福沢は、この「修身学」をも含めて、「是等の學問をするに、何れも西洋の翻訳書を取調べ」⁽¹⁵⁾るべきこ

とを説いたのである。事実、福沢は欧米の道徳論に多大の関心を寄せたのであって、つとに「修身論」の原書に接し、これを慶應義塾の教場に用いたこと⁽¹⁹⁾、また「学問のすゝめ」の執筆にあたって、この書を参考にしたこと⁽²⁰⁾、さらに「英人チャンブル氏所著のモラルカラップブックと題せる書を翻訳して童蒙の読本に供」⁽²¹⁾したこと（「童蒙教草」）は、彼自身が語っているところである。

ともあれ、福沢の説く修身学と「学制」の修身科との関連は明らかであろう。前章で見た西鴻訥による修身学の説明は、この福沢の修身学観を反映したものに他ならなかった。そして「学制」の修身科の内容も、福沢の主張のように、また彼自身の訳書をも含めて、欧米の翻訳書に求められたのである。

以上、現象的に知られる事情を指摘した。しかしながら、かような現象を生起せしめたさらに基礎的な事情が問われねばならない。

明治維新を契機とする近代化の途上において、「学制」頒布の明治5年は、どのような時点であったのだろうか。ここで、明治4年7月の廃藩置県を新たな契機として、近代化のための一連の政策が諸分野で積極化していることに注目する必要があろう。

廃藩置県、それは統一的国家権力形成工作の基本的完了を意味するものであった。維新以来、版籍奉還を経てここにいたる過程は、まさにこの統一的国家権力の形成を相対的重点とする過程とみなされる。ちなみに、前節で見た「皇道主義」的指導理念、また大教宣布の運動は、上記の相対的重点との関連において把握される必要があろう。政府の急務は統一的国家権力の形成、したがって旧封建支配者の、全国人民の天皇ないし天皇制国家への臣従の獲得にあった。

ところで、統一的国家権力の形成工作が基本的に完了するにいたったとき、今や政府は、維新の本来的課題である国家富強をめざして、一連の政策を現実化し、積極化する。経済の分野では、国家富強、なかんずくそのための「殖産興業」の課題のもとに、資本主義生産の前提条件を強力的にきりひらくための一連の変革が矢張り断行された。すなわち、華・士族・卒に対する職業の自由の許可（明治4年12月）、地所永代売買解禁（同年2月）、地租改正（同6年7月）等。

教育の分野もまた例外ではなかった。明治4年7月（廃藩置県の4日後）、文部省の設置。そして今「学制」に結実した教育政策は、同じく国家富強の課題のもとに「一般人民ノ文明」⁽²²⁾をおしそすめようとするもので

あった。また、この教育政策は、国家富強の重要な基礎をなす「殖産興業」の課題ときり結びつつ、「産業本位の徹底した近代学校の精神」⁽²³⁾をうちだすのであった。さらに、この教育政策は、あえて個人本位の功利主義的学問・教育観を標榜してまで、人民の教育への自発的参加をいざなったのである。「学制」に結実した教育政策は、まさに開明的といわねばならない。かような開明的性格は、一般に国家富強、なかんずくそのための「殖産興業」（資本主義的生産の育成）の課題によって規定されていると同時に、廃藩置県によって「絶対主義樹立の緒を擱みえた当局者の明るい確信」⁽²⁴⁾を条件としているものと考えられる。

さて、かのような開明的教育政策が、資本主義生産の発展に必須の科学、技術はもとより、欧米市民社会における道徳論にも一定の関心を及ぼすことによって、ここに「学制」の修身科が定立された。このように欧米の道徳論にも一定の関心が及ぼされたということ、これまた、開明的教育政策一般を造出した上記の課題、条件との関連において理解される必要があろう。国家富強、なかんずくそのための「殖産興業」の課題との関連において見れば、「学制」の修身科は、欧米の道徳論を内容とすることによって、「旧来の陋習」打破の志向を明らかにしつつ、資本主義的発展に照応する社会生活（「人間交際」）の一定の近代化を期待しているように思われる。欧米の道徳論は、基本的には資本主義的生産関係に照応した倫理を説くものであった。他方、かような欧米の道徳論の導入は、「絶対主義樹立の緒を擱みえた当局者の明るい確信」を条件としてこそ、可能であったと思われる。

ともあれ、「学制」の修身科の定立については、前述の福沢の影響もさることながら、なによりも、その影響を受け入れるに足る当時の国家の開明的な教育要求を、人民啓蒙の要求を確認することが必要である。

しかし、当時の国家は、あくまでも「絶対主義樹立の緒」についた国家であった。かような国家の体質に根ざして、欧米文明中、その道徳論への関心は低位におしとどめられる。文部省「小学教則」中、修身口授の地位の相対的な低さはさきに見たとおりである。また、専門学校にいたっては

「外国教師ヲ雇ヒ専門学校ヲ開クモノハ專ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ其取ルヘキ学芸技術ハ法律学医学星学数学物理学化学工学等ナリ其他神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラス」（「学制」第百八十九章）⁽²²⁾

と定められ、「其取ルヘキ学芸技術」から修身学は除外されたのである。

さらに、当時の国家が「絶対主義樹立の緒」についていた国家である所以は、「学制」の小学教科中、政体大意、また国体学の加設に反映すると同時に、より明らかには、かの三条教憲による人民教化政策の並行的展開となってあらわれる。教部省を中心とするこの人民教化政策においては、いぜんとして神道思想に依拠しつつ、「皇上を奉戴し朝旨を遵守」させることができたのである。

こうして、人民啓蒙と人民教化。それは、絶対主義の包蔵する矛盾に由来するものと考えられる。「学制」の修身科は、前者のなかに位置づけられて、絶対主義の開化的一面を表白するものといえよう。

註

- (1)～(4) 宮田丈夫編著「道徳教育資料集成1」昭和34年、第一法規出版、所収。p. 43
- (5)～(8) 同前書。p. 55～6
- (9)～(11) 同前書。p. 78～80
- (12) 前出、土屋「明治前期教育政策史の研究」。p. 84
- (13)～(15) 福沢諭吉「学問のすすめ」。岩波文庫版 p. 13
- (16) 前出、「福沢全集」緒言。I, p. 59
- (17) 「学問のすすめの評」。前掲、岩波文庫版所収。p. 184
- (18) 「童蒙教草」序。前掲「福沢全集」Ⅲ所収。p. 152
- (19) 明治5年、文部省伺の一節。「明治以降教育制度発達史」第一巻。p. 340
- (20) 「学制七十年史」昭和17年、文部省。p. 19
- (21) 遠山茂樹「明治維新」1951年、岩波全書。p. 277
- (22) 前掲、「発達史」第一巻。p. 311

(3) 德育批判の抬頭

すでに明らかなように、「学制」に象徴される開明的教育政策は、修身科、一般に德育に特に強調をおくものではなかった。むしろ、その地位は相対的に低かったのである。また、この政策が修身科の内容を欧米の道徳論に求めたとき、絶対主義国家の教育要求は、この教科のなかに全面的に表現さるべきもなかった。ところで、「学制」期も年を経るにつれ、「学制」下の德育の現状が批判されるにいたった。それは、「学制」ならびに文部省「小学教則」の定める修身科への批判につながるものである。

まず、明治10年、秋田、山形両県を巡視した文部大書記官中島永元の批判を参考しよう。中島は、その巡視報告で述べている。

「現今教則科目ノ綱領ヲ挙クレハ専ラ智能教育ニ傾斜シテ徳義身体ノ二教育ハ（中略）之ヲ措テ顧サルモノノ如シ」⁽¹⁾

かのような指摘は、「文部省第六年報」（明治11年）にいたっては、文部省による全国的総括とみるべき「小学」

の項にもあらわれ、

「從來各地方ニ行ハル所ノ教科ハ多ク開智上ニ傾向シテ修身ノ一科ハ甚完全ナラサルヲ覺ニ」⁽²⁾
と述べられたのである。

府県段階においてもしかりである。その一例として、同じく「第六年報」所収、静岡県年報の伝える「将来教育進歩ニ付須要ノ件」の一節を示そう。

「学科中修身ノ教ハ最緊要ニシテ他ノ諸科ト異ナル者アリ（中略）然リト雖トモ現今ノ状況ハ動モスレハ修身ノ科ハ僅々口授等ニ止マリ其実修ノ如何ヲ問ハサルモノニ似タリ此専ラ知識ノ上達ヲ期シテ徳義ノ養成ヲ後ニスルカ如キアリ」⁽³⁾

このように、「学制」期も年を経るにつれ、学校教育が「開智上ニ傾向シテ修身ノ一科ハ甚完全ナラサル」（文部省）ものであること、あるいは「知識ノ上達ヲ期シテ徳義ノ養成ヲ後ニスルカ如キ」（静岡県）ものであることが批判された。同時に、静岡県にいたっては「修身ノ教ハ最緊要」と述べて、德育重視の意向を端的に表明したのである。

他方、德育の現状に対する批判と関連して、「学制」下の府県小学教則がともかくも一定の対応を示すにいたったことを看過してはならない。前章で紹介した明治9年改正の敦賀県小学教則をいま一度参照すると、その「生徒養成心得」第九条に、

「生徒ノ才智ヲ開發スルモ若シ徳性ヲ養成セサレハ却テ畢生ヲ誤ルニ至ルヘシ因テ課業中修身口授課ヲ設ケ忠臣孝子良婦貞女等ノ談ヲナシ（後略）」⁽⁴⁾

と定められている。また、明治11年の東京府公立小学教則によれば、たとえば簡易科の場合、

「孝悌忠信の道（所謂行状なり）は人々欠くべからざることにして決して之を忽せにすべからず故に行状の科を置き教師の口授すべきこととなす」⁽⁵⁾

と述べられている。もっとも、「修身口授課」（敦賀県）といい、「行状の科」（東京府）といい、それは当該教則中、自立した一教科として揚げられているわけではなかった。それは、総合的内容教科としての口授科中、修身談（敦賀県）、あるいは「行状の事」（東京府）として示されているものである。この点に注意を要するとしても、上記の二例は、口授科の加設が、德育の一定の重視と関連することを示している。この二例をはじめとして、「学制」下の大多数の府県小学教則が口授科を加設し、その主要な内容として修身談を位置づけたこと、特殊的には修身談のみを内容とする口授科も設けられたこと、それらは、上述の批判と関連した府県小学教則の一

定の対応と解される。

さて「学制」下の德育に対する批判は、上述のような德育の軽視一般にとどまらず、德育の内容、方法等にも及んでいる。ここで、文部大書記官西村茂樹の巡視報告を参照しよう。明治10年4月、西村は第二大学区を巡視したが、その際、次のように報告している。

「〔修身学〕凡ソ世界諸国ノ教育ハ皆修身ヲ以テ本トセサルハナシ（中略）独本邦ノ教育ノミ孔孟ノ道ヲ廢シ又耶蘇ノ教ヲ取ラス故ニ今日身ヲ修メ人ニ接スルノ道ニ於テ儀信スル所ナク人々勝手ノ説ヲ立テ遂ニハ邪論曲説其間ニ起リ世道人心ニ大害ヲ為スモ計リ難シ故ニ修身ノ一事ハ殊ニ教育ノ任ニ当ル者ノ注意スヘキナルヘシ方今小学校ノ修身ノ教ハ只教師タル者ノ口授ニ留マリテ其他ニ及ハス（中略）本邦ニテハ修身学ノ根基トナル者ナキカ上ニ方今教員ナル者ハ其中或ハ浅学短識ノ少年ニシテ自己ノ品行モ修マラス道徳ノ理ニモ通達セサルモノアリ此ノ如キ教師ノ口授ノミヲ以テ修身ノ科目ヲ済マセントスルハ甚タ危殆ナルコト云フヘシ」⁽⁶⁾

これに同じ報告中の次の二節

「諸学校ニテ用フル所ノ修身書ヲ見ルニ修身論、勸善訓蒙ノ如キニ過キ是等ノ書固ヨリ惡シキニハラサレトモ是ヲ以テ日本全国人民ノ位格ヲ造り出サントスルハ甚タ不足ナル可シ唯不足ナルノミナラス人民ノ信用輕クシテ是ヲ以テ人ノ榮辱輕重ヲ為スニ足ラサルナリ」⁽⁷⁾

を加えれば、「学制」の修身科ならびにその現状に対するかなり体系的な批判となる。知られるように、西村は「修身ヲ以テ本ト」すべきことを示唆しつつ、「学制」修身科の内容、教授方法、さらには教員の質にわたって批判している。

問題を内容批判にしほろう。西村によれば、欧米の道徳論は「日本全国人民ノ位格ヲ造り出サントスル」には「甚タ不足」なのであった。そこで西村は提案する。

「本邦修身ノ道ハ孔孟ノ説ヲ棄テ他ニ採ルヘキ者ハナカルヘシ（中略）今日小学ノ修身書ハ漢籍ノ四書ヲ用フルヲ以テ第一トスヘシ（中略）然レトモ今日ニ在リテハ孔孟ノ教ニモ亦足ラサル所アリ（中略）故ニ四書ノ如キハ之ヲ小学生徒ノ読本ニ供シ中学ニ至リテ欧米諸大家ノ『モラル』ノ書ヲ熟読玩味シ東西ノ説ヲ参考シテ自得スル所アランコト望ムナリ」⁽⁸⁾

知られるように、德育の内容をなによりも「孔孟ノ説」に求むべきこと、その上で「孔孟ノ教」の不足を補う意味で欧米の道徳論にも及ぶべきことを提案したのである。こうして、西村においては、今や伝統的な儒教的倫理を基本としつつ、德育が構想される。

この点に関連して、さきに見た東京府公立小学教則は注目に値する。簡易科の一教科口授、男子尋常科・女子尋常科の一教科講述は、その一内容として、「孝悌忠信の道」を口授すべきこととされた。ここには伝統的な儒教的倫理が表現されている。反面、この教則が示す読方（簡易科）、読物（尋常科）の教材中に、あるいは口授、講述の教材中に、翻訳修身書を見いだすことができない。それにかわって、読物教材に「小学生徒心得」（東京府制定）を、講述教材に「明治孝節録」（明治10年宮内省）、「近世孝子伝」（明治7年、城井寿章）を見いだす。⁽⁹⁾こうして、東京府公立小学教則は、欧米の道徳論を去り、むしろ伝統的な儒教的倫理を指向しているように思われる。なお、同じく明治11年の長野県村落小学教則⁽¹⁰⁾も、その口授科中に「孝悌忠信ノ道」の修身談を指定している。以上の二例は「学制」下の特殊的ケースに属するとはいえ、ここにはやくも伝統的な儒教的倫理の表現されていることが注目されるのである。

ともあれ、西村の主張によれば、今や德育重視の名のもとに「孔孟ノ教」が導入されることになる。他方、当時の文部省内には、文部少輔神田孝平の次のような意見もみられた。

「教科書ノ得失ニ付テモ亦少シ議スヘキ者アリ（中略）上等以上ニ至テハ漸ク方向ヲ転シ偏ニ漢學ニ進入セントスルノ勢アリ強チニ漢學ヲ害アリトスルニハ非サレトモ其学フ所次第ニ賤民前途生業ノ目的ト相逕庭シ或ハ遂ニ其本分タル生業ヲ屑トセサルノ風ヲ長センモ計リ難シ」⁽¹¹⁾ 洋学者たる神田は、「学制」の「治産昌業」の方針を擁護しつつ、漢学教科書の進入傾向に対して警戒的なのである。こうして、時を同じくして明治10年、西村と神田によって表明された二つの意見、それはやがて国家の最上層部においても争われることとなった。

註(1) 中島永元「第七大学区内秋田県第六大学区内山形県巡視功程」。「文部省第五年報」所収。p. 29~30

(2) 「文部省第六年報」p. 7~8

(3) 同前書。p. 163

(4) 前出、「敦賀県教育規則小学ノ部」

(5) 前出、「文部省日誌」明治11年、第4号。p. 28~36

(6)~(8) 西村茂樹「第二大学区巡視功程附録」。「文部省第四年報」所収。p. 46~48

(9) ともに、伝統的な教訓書の系統に属する。

「明治孝節録」の例言によれば「此書は、孝悌忠信の操行ある者をえらび、四民のうちにて、むねと農工商の、訓戒となさむが為に、編輯せり。」とある。（「教育勅語渙発関係資料集」第1巻、参照）また「近世孝子伝」の自序によれば、孝悌を第一とし、そのためには皇朝の故事によるとするある。（「日本教科書大系」近代篇第1巻、参照）

(10) 前出、「文部省日誌」明治11年、第14号。p. 20~26

(11) 神田孝平「第六大学区新潟長野両県巡視録」。「文部省第五年報」所収。p. 13

(4) 自由民権運動への対応と「教育令」

すでにしばしば論じられているように、明治12年の「教育令」および13年の「改正教育令」は、当時の自由民権運動との対応関係においてとらえられねばならない。以下二節にわたって、この対応関係に着目しつつ、首位教科修身の成立にいたる過程を追溯する。

明治12年当時の自由民権運動の発展水準を問うところから出発しよう。簡単にいえば、明治12年当時とは、自由民権運動がようやく士族民権論から脱皮し、ブルジョア民主主義運動として発展しつつあるときであり、しかもその全国的高揚を迎える前夜であった。明治11年、「ブルジョア的要求をはっきり擱んだ愛国社再興趣意書」⁽¹⁾が掲げられた。この趣意書のもとに、愛国社は全国に遊説員を派遣し、今やブルジョア的要求に立脚する自由民権運動の全国的組織化に努めた。その成果は、明治13年、国会期成同盟会による大請願となってあらわれる。明治12年とは、かような全国的高揚の前夜であり、その組織過程であった。

この12年に位置して、二つの教育政策路線が登場する。それは、「教学大旨」と「教育議」とによって示されたものである。

明治11年の夏から秋にかけて天皇が地方を視察した結果、教育について抱いた意向を侍講元田永孚がまとめたものといわれる「教学大旨」、それは「学制」下の教育の批判ならびに新しい教育の構想を、今や天皇の名において示すものであった。それによれば、

「輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖モ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ル所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス」⁽²⁾

知られるように、「専ラ智識才芸ノミラ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者」の少なくない現状が、「学制」下の教育に起因するものとされ、この教育が「西洋ノ所長」をとる反面、「仁義忠孝ヲ後ニシ」としている点が批判されたのである。「君臣父子ノ大義」こそ重要であった。したがって、新しい教育は次のように構想される。

「自今以後、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ益々長進シ、道徳

才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布満セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコ無カル可シ」⁽³⁾ここには明らかに儒学における本末先後の思想がある。すなわち、孔子を主とする「道徳ノ学」によって「専ラ仁義忠孝ヲ明カニ」することこそ、教育の本であり、先であり、「各科ノ学」によって「其才器ヲ益々長進」することは、教育の末であり、後であるとされる。こうして、「教学大旨」に見る教育政策路線によれば、仁義忠孝の德育を最重視し、これに知育を従属させながら、新たな教育が展開されることになる。

ところで「教育令」原案に検討を加えつつある過程でこの「教学大旨」に接した伊藤博文は、これにこたえて「教育議」——実際は井上毅の手になるといわれる⁽⁴⁾——を提出した。それによれば、

「風俗ノ弊ハ、實ニ世変ノ余ニ出ツ、而シテ其勢已ムヲ得サル者アリ、故ニ大局ヲ通觀スルトキハ、是ヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為スヘカラス（中略）抑弊端ノ原因ハ既ニ専ラ教育ノ失ニ非ス、故ニ教育ハ此弊端ヲ廃スル為ニ間接ノ薬石タルニ過キス」⁽⁵⁾

同じく「風俗ノ弊」を認めながらも、その原因是教育に非ず、「世変」に求められた。この点で「教学大旨」と基本認識を異にする。ついで「間接ノ薬石」たる教育については、

「明治5年学制ヲ頒布セシ而來、各地方遵奉施行、今日ニ至リ纔カニ成績ニ就ク、但其興立日浅ク、或形相ニ失シテ精神ニ欠キ、其ノ末ニ馳セテ其本ヲ遺ス者アリ、今誠ニ廟議ヨリ出テ振作シテ之ヲ拡張シ、其足ラサル所ヲ修補セハ、文明ノ化猶之ヲ數年ノ後ニ望ムヘシ、其教則ハ略ホ現行ノ法ニ依リ、而シテ読本ノ倫理風俗ニ係ル者ハ、其良善ナルヲ撰テ之ヲ用ヒシメ、又教官訓条ヲ施行シ、其レヲシテ自ラ制行ヲ謹ミ言議ヲ平カニシ、生徒ノ模範タラシムヘシ」⁽⁶⁾

知られるように、「教学大旨」を受けて德育に一定の関心を払うにしても、「教学大旨」のように德育に特に強調をおくものではない。その教育構想は、「学制」の開智、啓蒙の精神を積極的に評価しつつ、むしろ「学制」の修補にとどまるものである。

さて、德育改善の一方策とされた良善な読本の選定、その基準は明らかでないが、

「若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ一ノ国教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」⁽⁷⁾

これによれば、德育の内容的基礎を政府の手によって統制すること自体に否定的なのである。この点で、孔子の

教への依拠を強調する「教学大旨」と態度を異にするが、さらに次の意見

「現今ノ書生ハ、大抵漢学生徒ノ種子ニ出ツ、漢学生徒往々口ヲ開ケハ輒チ政理ヲ説キ、臂ヲ攘ケテ天下ノ事ヲ論ス、故ニ其転シテ洋書ヲ読ムニ及テ、亦静心研磨、節ヲ屈シテ百科ニ從事スルコト能ハス、却テ歐州政学ノ余流ニ投シ、転タ空論ヲ喜ヒ、滔々風ヲ為シ、政談ノ徒都鄙ニ充ルニ至ル」⁽⁸⁾

こうして、漢学の導入はむしろ警戒すべきものとなる。婉曲な表現ながらも、孔子の教への依拠はむしろ拒否されたのであろうか。なお、伊藤は、高等生徒の教育について特に注意している。

「高等生徒ヲ訓導スルハ、宣シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フヘカラス（中略）蓋シ科学ハ、實ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ」⁽⁹⁾

ここにいたっては、もっぱら「科学」の強調あるのみである。

総じて「教育議」に見る教育政策路線は、ひきつづき国家富強、なかんずくそのための殖産興業の課題を痛切に自覚するところから、「学制」の開智、啓蒙の精神を積極的に評価しつつ、ことを「学制」の修補によってすませようとするものであった。その際、德育に一定の注意を払うにしても、それは特に強調されなかった。同時に、この路線において、「政談」抑止と関連して漢学の導入が排されたとき、ここに一定の政治的配慮にもとづく自由民権運動への対応策が看取される。その配慮の結果が上記のもの——「政談」抑止のために漢学をしりぞけ、「政談ト消長ヲ相為ス」「科学」に誘導する——となるについては、明治12年当時の自由民権運動の発展水準が関連していると考えられる。つまり、絶対主義権力になんらかの対応策を余儀なくさせる程度に発展しつつも、未だ全国的高揚の前夜にある自由民権運動の水準が。この点は、「教育議」の起草者といわれる井上毅が、明治14年にいたって漢学への態度を一変させたことからも察せられる（後述）。

以上、明治12年の時点にあらわれた二つの教育政策路線を確認した。ところで、「教育令」は、「教学大旨」さらには元田の「教育議附議」に見る路線ではなく、「教育議」の路線を受けつぐものとして制定された。

時野谷勝氏の指摘によれば、「学制」にくらべて「教育令」では科目が遙かに減らされ、ことに政治、社会に関するものを多く削って、人民のそれぞれの生活に相応する実用的な科目の編成がみられる。」⁽¹⁰⁾ たしかに、「教育令」第三条には、読書、習字、算術をはじめ

として、さらに物理、生理、博物、裁縫（女）にいたる教科がある反面、「学制」が追加して設けた政体大意、国体学のような教科を見ることができない。これこそ、国家富強、なかんずくそのための殖産興業の課題のもと「学制」の開智、啓蒙の精神を踏襲しつつ、同時に「政談」抑止への配慮をともなった「教育議」の路線の投影といえよう。「教育令」は、教育内容の思想性を稀薄にすることによって、「政談」抑止＝自由民権運動への対応をはかったとみられる。

では、かような対応策と関連して、修身科、一般に德育はどうなったのであらか。ここに注目すべき事実がある。伊藤は「教育令」原案（日本教育令）の修正過程で、教員に関する規定中、

「生徒ヲシテ道徳ノ性情ヲ涵養シ愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意スペキ者トス」（日本教育令第56章）⁽¹¹⁾ という条をあえて削除したのである。この削除は、伊藤の修正案上申が明治12年の2月20日付であることから考えて、「教学大旨」「教育議」前に属するが、その後も遂に復活しなかった。知られるように、この条は「道徳ノ性情」「愛國ノ主義」を強調している。伊藤はこの条を削除することによって、それらの強調を回避した。それは、自由民権運動に対応する政治的配慮のしからしめるところかと思われる。

德育に関して「教育令」の制定過程がかようなものである以上、「教育令」の修身科もまた特に強調を蒙ることはなかった。前章で見たように、それは、佐野常民の修正意見にもかかわらず、「之を疎略に付せざるを示すのみ」（田中不二麻呂）として、必須教科の末尾におかれたのである。なお、修身科の必須教科としての地位は、「教学大旨」をまつまでもなく、すでに「学制」の規定が示したところと考えられる。問題は、「教学大旨」にもかかわらず、さらには佐野の修正意見にもかかわらず、修身科がかような地位にとどめられた点にある。

このように、「教育令」において、修身科、一般に德育に特に強調がおかれるることはなかった。それどころか、「教育令」制定の当事者は、「教育議」に見る德育の改善方策を具体化せず、したがって「教育令」を中心とする教育政策は、德育に関してむしろ消極的である点に注意しなければならない。

「教育議」には、良善な読本の選定に関する配慮があった。しかし、「教育令」の制定後、明治13年、文部省の首脳部が一新するまでは、修身教科書についての措置を見るわけではない、こうして、地方の小学校教則は、意図的というよりもむしろ惰性的にか、ひきつづき翻訳

修身書を読書科に配するのを一般としながら、一部には岡山県西北条郡・東南条郡小学教則⁽¹²⁾のように、読書科に「朱子小学外篇」を配するケースもある。これまた、文部省の認可(明治13年1月9日)したものである。

さらに「教育議」には、教官訓条施行の構想があつた。そして、伊藤は「教育令」原案の「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ズ」(日本教育令第55章)⁽¹⁵⁾という条を、「品行正シカラザルモノ教員タルコトヲ得ズ」⁽¹⁴⁾(伊藤上申、第38条)というように字句修正しながらも、趣旨をいかした。しかし、この条は元老院で削除された。その理由は次のとおりである。

「品行正シカラザルモノ教員タルコトヲ得ザルハ、固ヨリ言ヲ俟タザルナリ。且此ノ如ク之ヲ掲グルトキハ、教員ヲ撰ブニ方リテ、人々其思想ノ異ナルニ依リ、其正不正ヲ分別スルニ苦マン。」⁽¹⁵⁾

後段に注意を要する。これまた、自由民権運動を刺激することを避けるための政治的配慮であろうか。教官訓条の基礎となる条文は、こうして「教育令」の制定過程で削除されていった。ましてや、「教育令」にともなって教官訓条を定めるようなことはなされなかつた。

以上、「教育令」を中心とする教育政策が、「教育議」の路線を受けつぎながらも、德育の一定の改善方策については脱落させ、德育についてむしろ消極的态度を示している点を指摘した。この教育政策は、「学制」にひきつづき国家富強、なかんずくそのための殖産興業の課題を担うと同時に、全国的高揚の前夜にある自由民権運動を新たな条件として構成された。この政策に見る德育についての消極的态度は、すでに指摘したように、この新たな条件と関連しているものと考えられる。すなわち、この政策は、教育の思想的側面を稀薄にすることによって、全国的高揚の前夜にある自由民権運動を宥和し、抑止しようとしたのであろう。とすれば、上記の消極性は、いわば意図された消極性といふべきであらう。

註

- (1) 前出、遠山「明治維新」。p. 325
- (2)(3) 「教育勅語済発関係資料集」第一巻、昭和13年、国民精神文化研究所、所収。p. 3
- (4) 大久保利鎌「明治十四年政変と井上毅」。前出「開国百年記念明治文化史論集」所収。p. 628
- (5)～(9) 前掲「教育勅語済発関係資料集」第一巻、所収。p. 7～9
- (10) 時野谷勝「教育令制定の歴史的背景」。前掲「明治文化史論集」所収。p. 143
- (11) 前出、「明治文化全集」第十巻、所収。p. 386
- (12) 「文部省日誌」明治13年、第1号。p. 10～17
- (13) 前掲「明治文化全集」第十巻、所収。p. 386
- (14) 同前書所収。p. 389

(15) 「教育令制定理由」。同前書所収。p. 393

(5) 自由民権運動への対応と首位教科修身の成立

自由民権運動は、ついに明治13年、その全国的高揚に達した。すなわち、この年の4月、2府22県87,000名の請願人を代表する97名の総代の名のもとに、国会期成同盟会の「国会を開設するの允許を上願するの書」が提出された。今や自由民権運動は、人民の参政要求、さらに地租軽減の要求のもとに、広く人民各層をおおうものであり、その高揚は翌14年の政変をも惹起する。

かような高揚に直面した絶対主義国家の危機意識は、明治13年4月の集会条例に端的に示されている。と同時に、この危機意識は教育政策にも反映し、ここに教育政策は転換する。そのとき、国家は德育をどうとらえ、また、これになにを要求したのであらうか。

転換の契機は、すでに「教育令」下の明治13年(2・3月)、文部卿首脳部の一新によって与えられた。河野敏謙を文部卿とする新首脳部のもとに、「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」42項目が策定された。ここに鮮かに政策の転換が看取される。これらの項目中、德育に関するものの一部を次に示す。

「一教師ノ訓条ヲ定ムル事

一但孝悌忠信礼義廉耻誠実正直慈愛仁惠剛毅明敏節欲
守分節儉勉励等本邦ノ重要トナルヘキ美德ヲ全国学校生徒ノ身心ニ涵養シ其志操ヲシテ忠誠ニ基キ第一天皇陛下ヲ尊崇シ國体ヲ信奉シ法令ヲ謹守シ長上ヲ恭敬シ専ラ愛國ノ主義ヲ一般ニ銘記セシムル事
生徒ヲシテ道徳ヲ修成シ知識ヲ開進シ身体ヲ勇健ナラシムルハ教師自己ノ心志ヲ誠実ニシ操履ヲ端正ニシ言行ヲ謹厳ニシ躬ラ以テ卒先誘導スル事

右ハ別ニ詳記スヘキ訓条ノ大主旨ナリ

一特ニ道徳ノ学ノ書籍ニシテ小学上中下等三種ニ要ス
ヘキ用書ヲ編纂スヘキ事」⁽¹⁾

従来の教育政策とあってかわって、德育に対する態度を積極化していることが明白である。従来具体化されなかった教官訓条、良善な読本の問題が、今や政策化の日程にのぼっている。しかも、「訓条ノ大主旨」は、ほとんど德育に関する注意にあてられている。今や、德育重視の要求はあらわなのである。

ところで、この德育は、同じく「訓条ノ大主旨」によつて知られるように、「孝悌忠信」(儒教的倫理)をはじめとする「本邦ノ重要トナルヘキ美德」を涵養しつつ、究極的には天皇ないし天皇制国家への「忠誠」に帰

一せしめる德育であった。かような德育なればこそ、それは重視さるべきものとなる。

かのような教育政策がもはや「教育議」の路線ではなく、「教学大旨」の路線に立つものであることは、ことわるまでもない。土屋忠雄氏の推定によれば、上記の策定方針には、元田永孚の意見が反映している。⁽²⁾

さて、文部省は、新たな教育政策の一環として、修身教科書の編纂を進めた。早くも明治13年3月に編輯局が設置され、西村茂樹が局長に就任する。西村を中心とする編纂事業は、ひとまず「小学修身訓」に結実した。前記の「訓条ノ大主旨」に見た、あるべき德育の内容が、ひとまずここに具体化された。同年に出版されたこの教科書は、二巻から成り、学問、生業、立志、修徳、養智、處事、家倫、交際の八項目に分けて和漢洋の嘉言を集録したものである。なお、嘉言が和漢洋にまたがる点については、すでに「学制」期に見た西村の構想が想起されよう。また、それは「教育議附議」に見る元田の次の意見を体した結果であろう。

「倫理風俗ニ係ル良善ナル読本ト云者、西洋ノ修身学ニモ之アルヘント雖モ之ヲ要スルニ、孝經論語孟子庸詩書ノ上ニ出ツヘカラス、且西洋ノ修身学ニ云所、君臣ノ義薄ク、夫婦ノ倫ヲ父子ノ上ニ置クカ如キ、固ヨリ我邦ノ道ニ悖ル、且ツ修身ノ書、多クハ邪蘇教法ニ出ツ、故ニ四書五経ヲ主トシ、加ルニ国書ノ倫理ニ闕スル者ヲ用ヒ、更ニ洋書ノ品行性理ニ完全ナル者ヲ撰ヒ取ルヘシ」⁽³⁾ したがって、西洋の嘉言といつても、それはたとえば次のようなものである。

「国民ノ政府ニ服従スルコト表スルハ左ノ如シ。曰ク法律ニ從フ。曰ク官吏ノ權ヲ奉ズル。曰ク官府ノ諸事諸物ヲ尊敬スル。曰ク官府ノ規則及ヒ其一時ノ命令ヲ守ル。以上ノ諸件ヲ能ク行フ者ハ。即チ平静安全ニシテ。能ク其分ニ安シ。天法ヲ永遠ニ保守スルノ民ナリ。希氏ノ修身学」（第八交際）⁽⁴⁾

他方、文部省は、明治13年8月から9月にかけて、各府県に対して、文部省が不適当と認める教科書を指示した。そのなかには、従来の代表的な翻訳修身書である「修身論」「勸善訓蒙」も含まれていた。この教科書統制の基準を、明治13年12月18日付の文部省達に求めると——「学校教科書ノ儀ニ付テハ追テ示達スル儀可有之候得共国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍ハ採用セサル様予テ注意可致此旨為心得相達候事」⁽⁵⁾

国安の妨害といい、風俗の紊乱といい、それはなにより

も自由民権運動を意識するところからなされた注意といえよう。

このように、すでに「改正教育令」の公布に先だって、文部省は「教学大旨」の路線に転換しつつ、德育政策を積極化していた。すなわち、德育を重視しつつ、この德育によって、絶対主義国家への忠誠を造出することを意図したのである。前章で、明治13年の文部省による府県伺への指令を見たが、そこにうかがわれた修身科重視の態度も、如上の変化の一環をなしている。

「改正教育令」における首位教科修身の成立は、かような德育重視の政策の帰結であり、また新たな出発点をなす。すでに修身科は重視されながらも、文部省の原案においてはいぜんとして必須教科の末尾にあり、そのまま元老院をも通過したのであるが、公布の当日（12月28日）、「元老院へ達」⁽⁶⁾によって、首位教科とされた。こうして、すでにあらわれていた德育重視の要求を受けつぐと同時に、一段と強調したのである。こえて、明治14年、教官訓条の具体化として「小学校教員心得」が定められたが、その第一項にいう。

「人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道徳ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコト務ムヘシ」⁽⁷⁾

ここに明白に、首位教科修身を定立した国家の要求が宣言されている。「多識」に対置するに「善良」をもってし、しかも後者に優位を与えつつ、国家はなによりも「皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛」する人間像を要求したのである。今や国家にとって第一義的なものは、人民啓蒙（「多識」）の要求ではなく、人民教化（「善良」＝「忠君愛國」）の要求であった。

以上、自由民権運動が全国的高揚に達した明治13年、国家が德育に対する態度を積極化しつつ、首位教科修身を定立するにいたる過程を検討した。「絶対主義樹立の緒を擱みえた当局者の明るい確信」はもはやない。それしかわって、自由民権運動の全国的高揚に直面した絶対主義国家の危機意識。それは、もはや「開智ニ傾向」した教育を許さなかった。また、全国的高揚の前夜に見た、あの政治的配慮の余地を残さなかった。この危機意識に根ざして、今や絶対主義国家は人民教化の要求をあらわ

にし、最重視する。そのとき、修身科は、人民教化の任務を担いつつ、首位の座にのぼったのである。

以後、教育勅語の渙発（明治23年）にいたる過程は、修身科の首位教科としての地位こそ確定したもの、その内容をなす天皇制絶対主義の倫理をめぐって、なお摸索と動搖を残している。ここでは、問題を「改正教育令」期にしぼり、儒教主義とその残した問題点とを確認して、この章の結びとしたい。

「改正教育令」下において、天皇制絶対主義の倫理は、儒教に依拠することによって求められた。もはや、漢学は排されなかつた。「教育議」の起草者といわれる井上毅も、明治14年にいたつては、次のように進言した。

「第四漢学ヲ勧ム

維新以来英仏ノ学盛ニ行ハレ、而シテ革命ノ精神、始メテ我国ニ萌生シタリ、蓋シ忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未ダ漢学ヨリ切ナル者ハアラズ、今之ヲ将ニ廃レントスルニ興スハ、亦互ニ平衡ヲ持スル所以ナリ」（「進大臣」）⁽⁸⁾
「忠愛恭順ノ道ヲ教ユル」ために儒教に依拠することは、今や井上をも含む要求である。かような要求にもとづき、「小学修身書編纂方大意」⁽⁹⁾は次のように述べて、儒教への依拠を宣言している。

「今小学修身科中道徳ノ主義ヲ定ムルニハ首トシテ父兄ノ最モ信用スル所子弟ノ最モ敬重スル所ニ着眼セサル可カラス我国中世以還上下ニ通シテ一般ニ其勢力ヲ得タルハ則チ儒教ナリ」

「儒教ノ我世道人心ニ向テ信用敬重ヲ与ヘタルコト殷盛ナリト謂フヘシ」

このように、天皇制絶対主義の倫理は儒教にその基盤を求めながらも、その際、次の点に留意せねばならなかつた。上記「編纂方大意」は述べる。

「今マ此儒教ヲ取テ之ヲ用フルヤ必ス先ツ初学ヲシテ我万世一系ノ天胤ヲ尊崇シ金剛無缺ノ帝国ヲ尊重スルノ志氣ヲ涵養セシメサル可カラス」

すなわち、今や儒教は、天皇ないし天皇制絶対主義国家への忠誠に帰一するものでなければならない。石田雄氏の教えるところによれば、そのためには、従来の儒教的忠孝主義に二方向の修正が施されねばならなかつた。すなわち、「妥当範囲の下への拡大」と「上への集中」と。

(10) この後者に関連するものとして、「小学修身書初等科之部」卷一所収の「教師須知七則」⁽¹¹⁾に、次の注意がある。

「編中の諸章は。皆先哲の言なれば。其君といひ主君といへるは。大率当時の国君を指すものなり。然れども今日に於ては。皆是を吾が皇上の上に遷し参らすべし。」

知られるように、「君」あるいは「主君」は、今や「皇上」に帰一させられたのである。

こうして、儒教に依拠すると同時に、これを再編することによって、天皇制絶対主義の倫理は、ひとまず儒教主義に結実した。周知のように、「小学修身書初等科之部」（明治16年）、「小学修身書中等科之部」（明治17年）は、この儒教主義にもとづくものであり、その集録する嘉言は、今や和漢に限定されたのである。そして、上記「教師須知七則」は述べる。

「我が國の人々は。貴賤の別なく。幼き時より。皇室を尊ぶの念を興こさずはあるべからず。是我が国体の。外国と大に異なる所あるを以てなり。教師たるもの。反覆丁寧に此理を説明し。童生をして。熟々是を会得せしむべし。」儒教主義は、自らを造出した人民教化の要求に照応して、天皇ないし天皇制絶対主義国家への忠誠（服従）を基本としたのである。

しかしながら、儒教主義は、絶対主義国家の要求を全面的に表現しうるものではなかつた。儒教主義の登場を「恰も文明世界に古流回復の狂言を演ずる」⁽¹²⁾ものとして痛烈に批判し、「自主独立の一義」⁽¹³⁾を対置した福沢諭吉は別として、ここではむしろ西村茂樹の発言に注目したい。儒学者たる西村も、儒教（主義）に自省を加えている。それはすでに明治10年の巡視報告に見られるが、後年、さらに次のように述べている。

「儒道は禁戒の語多くして、勸奨の語少なし。是を以て人々退守に安んじて、進取に乏しきの弊あり。今日の時勢、進取の気を養はざれば、国威を振張ること能はず。」⁽¹⁴⁾

「現今本邦にて用ふる愛國の義は支那より出たるに非ずして、西洋諸国に言ふ所の『パトリオチズム』を訳したる者なり（中略）本邦及び支那の古典を閲するに、西人の称するが如き愛國の義なく又愛國の行を顕したる者なし」⁽¹⁵⁾

「進取の気」といい、「愛國の義」とい、それらは西村のことばによれば、「今日必要の道徳の科目にして（儒教に——筆者註）欠けて備はらざる者」⁽¹⁶⁾であつた。かような欠陥を自覚する西村が「单一なる孝悌を以て錯雜なる社会の道徳を扶持せんとす」⁽¹⁷⁾ることをいましめたとき、ここに儒教主義への自省が集約的に表現されている。

西村に見るかのような自省は、近代に位置する絶対主義国家が考慮せざるをえない点でもあった。すでに「改正教育令」公布前後の時点において、絶対主義国家は、その要求のなかに「愛國の義」を位置づけてはいる。しか

し、忠君愛国の要求は、歐米列強との競争場裡にあって、儒教主義的服従道徳に一面化しうるものではなかつた。他面では、国家富強、殖産興業の課題にこたえるものとしての人民の「進取の氣」を、自主性を期待せざるをえない。

明治19年、伊藤博文内閣の文相に就任した森有礼が儒教主義を排しつつ展開した德育政策は、絶対主義国家の要求の、儒教主義に求め得ぬ側面を端的に表現したものとみなされる。儒教主義的服従道徳と人民の自主性と—明治10年代の絶対主義国家が表明した要求の矛盾は、絶対主義それ自体が包蔵する矛盾（封建的半身とブルジョア的半身と）に由来するものではなかつただろうか。

- 註 (1)(2) 前出、土屋忠雄「明治前期教育政策史の研究」。p.372
～3参照。
(3) 前出、「教育勅語済発関係資料集」第一巻所収。p.11
(4) 前出、宮田丈夫編著「道徳教育資料集成1」所収。p.115
(5) 「明治以降教育制度発達史」第二巻。p.497～8
(6) 同前書。p.201
(7) 同前書。p.261
(8) 前出、大久保利鍊「明治十四年政変と井上毅」参照。
(9) 前掲、「道徳教育資料集成1」参照。p.11～14
(10) 石田雄「明治政治思想史研究」1961年、未来社。p.23
(11) 前掲、「道徳教育資料集成1」所収。p.158
(12) 前出、「福沢全集」緒言。I p.75
(13) 福沢諭吉「德育如何」明治15年。前掲「福沢全集」V所収。p.495～6
(14) 西村茂樹「日本道徳論」明治20年。日本弘道会編「泊翁叢書」明治42年、所収。p.24
(15) 西村茂樹「尊王愛國論」明治24年。日本弘道会編「泊翁叢書第二輯」明治45年、所収。p.653
(16) 西村茂樹「東西の道徳学」明治27年。同前「第二輯」所収。p.899
(17) 西村茂樹「自識録」明治33年。前掲「泊翁叢書」所収。p.661

III 修身科における道徳觀と道徳教育觀

修身科は教科課程における内容分化の一環として成立したものであるにせよ、それがまさに一教科として成立するについては、この教科を必要とする国家の教育要求と同時に、さらに、この教科の特設をささえる道徳觀、ないし道徳教育觀が問われねばならない。ここに、この論文の第三の視角の必要がある。修身科は、道徳、ないしは道徳教育についてのどのような概念を前提とするこ^トによって、成立（特設）をみたのであらうか。以下、若干の考察を試みる。

1) 「学制」修身科の場合

すでにⅠ章で見た西鴻訥の説論によれば、「学制」の小学修身科は、その定立の理念においては、修身学の大

意を授けるものとされた。西鴻のいう修身学、それは、すでに福沢諭吉が、「学問のすすめ」初編において、「人間普通日用に近き実學」の一つとして挙げたものである。さらにその背後には、当時欧米に成立していた「修身学」moral science があった。「学制」の小学修身科は、「修身論」をはじめとする欧米の「修身学」の書を導入し、その大意を授けるものとして、その成立の基盤をこの「修身学」に見いだしたと考えられる。こうして、「学制」の修身科における道徳觀の検討を、この「修身学」moral science にさかのぼって行なうことが許されよう。

代表的なものとして「修身論」をとりあげる。すでにⅡ章で引用したように、その冒頭に「修身論ハ身ヲ修ムル定則ノ学ナリ」と述べられていた。その際、ウェーランドは「定則」について次の説明を加えている。

「茲ニニツノ事アリ甲先ンスレハ乙必ス之ニ次ク此一定離ルカラサル関係ヲ定則ト名ケ或ハ之ヲ分テ其先ニ起ルモノヲ原因ト云ヒ次テ起ルモノヲ実効ト云フ」(1)
「水ヲ冷ヤシテ某ノ度ニ至ラシムレハ水必ス変シテ氷トナル故ニ化学者水ハ某ノ度ニシテ氷トナルヲ定則トス」(2)

「天斯ク原因ト実効トシテ一定離レサラシメシハ人ヲシテ事ヲ行フニ其方向ヲ知ラシメンカ為ナリ(中略)蓋シ天ハ定則ヲ变スルコナキモノナリ故ニ人何事ヲ為ストモ天ノ定メタル定則ニ從ハサレハ決シテ成功アルコナシ」(3)

このように、自然現象を例としながら「定則」の意味を説明すると同時に、「定則」の不变性、また、「定則」遵守の必要を説いたのである。

ところで、かような「定則」は「人ノ行ヒ」にも見いだされる。

「身ヲ修ムルコモ亦此ノ如ク(中略)所作ノ是非ニ因リ心ニ苦楽ヲ覺ユルハ一定離レサルモノナリ故ニ之ヲ定則ト名ケ此關係ハ万物ノ靈タル人ノ行ヒニノミ限リタルモノナリ因テ之ヲ修身ノ定則ト云フ」(4)

知られるように、「所作ノ是非ニ因リ心ニ苦楽ヲ覺ユル」という因果関係を理由として、ここに「修身ノ定則」を見いだすのである。

さて、「修身論」の序論ともいべき以上の部分において、「定則」すなわち因果関係の存在を自然現象について例示すると同時に、かような因果関係を人事（「人ノ行ヒ」）にも見いだすことによって、「修身ノ定則」の存在を主張していることは、示唆的である。この「修身論」は、当時の欧米における自然科学の発達を背景と

し、自然科学に見る法則的把握を人事について模倣しているように思われる。「修身論」は、いわば人事（「人ノ行ヒ」）に関する「物理学」として、一見、合理主義的な見地に立ちながら、「修身ノ定則」を説くのである。なお、さきに引用したように、「修身論」は、「自然ノ定則」を例示しつつ、一般に「定則」の不变性、その遵守の必要を説いていた。それは、今「自然ノ定則」になぞらえられた「修身ノ定則」にも妥当するものであり、否、「修身ノ定則」のためにこそ強調されたものと考えられる。

では、「修身ノ定則」の名のもとに、具体的には何が論じられているのであろうか。「修身論」全編を参照するとき、次のような諸規則が見いだされる。すなわち、「事ヲ為スニ先ツ此事ハ是ナリヤト自ラ心ニ問フヘシ」⁽⁵⁾ 等々の「修身ノ規則」⁽⁶⁾、「飲食ヲ節スヘシ」⁽⁷⁾ 等々の樂の規則、「人ハ皆天ノ己ニ与ヘシ其樂ノ具ヲ自ラ隨意ニ用フルノ權アリトス故ニ又他人ヲシテ其天ヨリ受ケシ樂ノ具ヲ隨意ニ用フルヲ得セシムヘシ」⁽⁸⁾とする「人間相互ノ職務ノ定則」⁽⁹⁾、「商人ハ世間通常売ル所ノ物品ト己レノ同等ノ物品ヲ同価ヲ以テ売リ与フヘシ」⁽¹⁰⁾ 等々の「所有ノ定則即チ賣主買主ノ定則」⁽¹¹⁾、「虛謬ナリト知リナカラチヲ實事トシテ話ス事」⁽¹²⁾ 等を禁ずる「眞実ノ定則」⁽¹³⁾ 等々。これらの諸規則が、「修身ノ定則」にいう「所作ノ是非」の基準として列挙されている。それらは、要するに、市民社会における生活諸規範に他ならない。

以上、「修身学」moral science における道徳観を関心事としながら、「修身論」を検討した。「修身論」が自然科学にならって、一見、合理主義的な見地に立ちながら、要するに道徳を社会生活の諸規範に分解し、それらの総体として提示していること、しかも道徳に不变的な性格を付与していることは、すでに明らかであろう。なお、「修身論」の一見、合理主義的な見地は別として道徳についてのかような観念は、「勸善訓蒙」にも見られるところである。それによれば、「勸善学トハ人ノ務ノ学」⁽¹⁴⁾ であり、また「勸善学ハ確然不拔ノ規則ヲ基トスル」⁽¹⁵⁾ ものである。こうして「天ニ対スル務」「自己ニ対スル務」「人ニ対スル務」の三種⁽¹⁶⁾ にわたって、社会生活の諸規範が列挙されている。しかも、これらの諸規範は「天ヨリ命ジタル万世不易ノモノニシテ、人之ヲ守ラザル可カラズ」⁽¹⁷⁾ とされるのである。また、福沢諭吉が翻訳した「童蒙教草」においても、「物に接し人に交るの道」⁽¹⁸⁾ として、「動物を扱ふ心得の事」⁽¹⁹⁾ 「親類に交る心得の事」⁽²⁰⁾ 等々、29章にわ

たって、社会生活の諸規範が展開されている。これらの諸規範もまた、「学問のすすめ」にある表現によれば、「身の行を修め人に交り此世を渡るべき天然の道理」（傍点・筆者）なのであろう。

こうして、一般に「修身学」moral science は、その内容（倫理）において一定の進歩性を示すものではあったが、その依拠する道徳観においては、まさに「善惡標準の樹立の無条件な強調、絶対不变な道徳々目や道徳律への熱中」⁽²¹⁾ を示すものに他ならなかった。

「学制」の修身科は、かような道徳観に基づけられる。すなわち、この教科は、道徳が具体的には社会生活の諸規範として、しかも不变的あるいは普遍妥当的な諸規範として提示されることによって、その固有の内容を見いだしたのである。なお、文部省「小学教則」に見る「性法略」は、当時の当局者にとって道徳と法律との区別が必ずしも分明ではなく、両者がむしろ社会生活の諸規範として同一視されるところから混入したものであろうか。

以上の考察は、「学制」の修身科の基礎にある道徳教育観についての問をなお残している。しかしながら、この論文は、この問をむしろ今後の検討課題として残さざるをえない。ただ、ここでは、当時「三田の文部卿」として多大の影響を与えたとみられる福沢諭吉の思想に注目し、今後の検討への若干の手がかりを得ることにつとめた。

「学制」頒布に先立って展開された福沢の啓蒙活動に注目するとき、その一貫したテーマは、一身の独立、ひいては一国の独立との関連において、人民にとっての知識（学問）の必要を強調する点にあったことが知られる。すでに慶応3年の「西洋事情」外編卷之三「人民の教育」において、福沢は次のように述べていた。

「天下の急務は学校を設けて之を扶持するより先なるはなし蓋し人民幼にして学ばず知識なければ輕舉妄動前後を顧みず遂には罪科に触れ人間の交際を害すること多し」⁽²²⁾

ここに強調されている人民の知識習得の必要、それは明治5年の「学問のすゝめ」初編に受けつがれて、

「人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり。」⁽²³⁾

と述べられたのである。周知のように、この「学問とは唯むづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に実のなき文学を云ふ」⁽²⁴⁾ のではなかった。福沢は述べる。

「斯る実なき學問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。（中略）此心得ありて後に士農工商各其分を尽し銘々の家業を営み、身も独立し家も独立し天下国家も独立すべきなり。」⁽²⁵⁾

ところで、福沢がこのように人民にとっての知識の必要を、「実学」の必要を強調するとき、この中心テーマに即して、道徳の問題もまた知識あるいは「実学」との関連において考慮されている点に注目を要する。

この点は、すでに「人民の教育」によって察せられるところである。前記の一節によれば、「罪科に触れ人間の交際を害すること」の根源が人民の無知に求められ、そこから知識が重視されていた。「罪科に触れ人間の交際を害すること」、それはさしあたり社会生活における道徳の問題といえよう。それを福沢は、なによりも知識との関連において把握したのである。もっとも、福沢は道徳を知識に解消したのではなかった。同じく「人民の教育」中に次の二節がある。

「人の知識を教導するとも必しも之に由て其徳義を養ふ可きに非らず（中略）然れども教育の法宜しきを得て徳行に進み聖教に化するときは亦以て盛徳の士を出だす可し」⁽²⁶⁾

このように「教育の法宜しきを得て徳行に進み聖教に化する」ことを条件としている。しかし、「人民の教育」全体の文脈から見れば、それはあくまでも附帯条件であり、知識重視の態度こそいちじるしい。

さて、「学問のすゝめ」初編が「学問を勤て物事をよく知る」ことを強調しつつ、「人間普通日用に近き実学」の一環として修身学を位置づけたことは、意味深い。修身学もまた知識の一領域とされ、「知る」べき対象とされたのである。それは、道徳の問題をなによりも知識との関連において把握する当時の福沢の思想を、端的に表現するものといえよう。さらに福沢は、同じく初編において、「身に才徳を備んとするには物事の理を知らざるべからず。」⁽²⁷⁾と述べて、重ねて「知ること」を強調したのであった。

こうして、「西洋事情」外編から「学問のすゝめ」初編にいたる福沢の思想に注目するとき、徳不徳の問題が主として知不知の問題として提起されていることを知る。したがって、德育はすぐれて知的なアプローチを要求するものとなろう。なお、この場合の「知」が、修身学を主としながらも、さらに知識一般を含むのか、この点は疑問を残す。ともあれ、当時の福沢において、道徳もまた知識の問題であり、その意味で、德育はすなわち知育であったということができよう。德育もまた、開智

の精神にひたされたのである。

かようなものとして、当時の福沢の德育觀は、絶対主義國家の表明する人民啓蒙の要求にまさに照応的であったといわねばならない。「学制」の修身科は、かような道徳教育觀の影響のもとに自らもまた開智の一科として登場したのであろうか。

註 (1)～(4) 前出、宮田丈夫編著「道徳教育資料集成Ⅰ」所収。
p. 43

(5) (6) 同前書。p. 48

(7) 同前書。p. 51

(8) (9) 同前書。p. 54

(10) (11) 同前書。p. 60～61

(12) (13) 同前書。p. 68～69

(14) (15) 「明治文化全集」第15巻思想篇所収。p. 275

(16) (17) 同前書。p. 278

(18)～(20) 前出、「福沢全集」Ⅲ所収。p. 152～

(21) 戸坂潤「道徳の觀念」。唯物論全書「道徳論」1936年、三笠書房、所収。p. 39

(22) 前掲、「福沢全集」Ⅰ所収。p. 501

(23)～(25) 岩波文庫版。p. 11～13

(26) 前掲「福沢全集」Ⅰ所収。p. 501

(27) 岩波文庫版。p. 17

【補註】 福沢の德育觀は、検討を「学制」頒布後に及ぼすとき、むしろ顕在化していくものである。たとえば、「文明論之概略」（明治8年）卷之三第六章「智徳之弁」参照。そこで注目されるのは、「徳義の事は形を以て教ゆ可らず」とし、「以心伝心」＝「徳義の風化」を強調している点である。さらに後年にいたっては、「道徳の教を博くせんとするには、純然たる徳教にして数理を離れたる者に非ざれば目的を達するに足らず。」（徳教之説）と述べ、宗教への依拠を説く（德育余論）にいたる。徳義は「情の働」（徳教之説）なのであった。さきに本文で見たものとは相反する、かような德育觀、それは福沢のいう「私徳」（智徳之弁）との関連において把握されるべきものである。他方、本文で見た德育觀、その目的とするところは、歐米における「人間交際」の道の攝取にあつた。

(2) 「改正教育令」における首位教科修身の場合

「改正教育令」における首位教科修身、それは、道徳ないしは道徳教育についてのどのような観念に依拠するものであろうか。以下、この期の德育政策の思想的底流をなす基督教主義、その代表的イデオロギーたる元田永孚と西村茂樹の発言に注目しつつ、検討を試みる。なお引用する発言は後年のものを含むが、それらは一貫して基督教の尊信を要求する立場からなされたものであり、したがって「改正教育令」制定前後の思想と軌を一にするものと理解される。

元田永孚はいう。

「物皆本末あり、学問の要本末を明かにするを先とす、皇室は本なり天下は末なり、我国は本なり海外諸国は末なり、君父は本なり社会は末なり、徳行は本なり文芸は末なり、國体風俗は本なり政事法律は末なり、教育は本

なり事業は末なり、故に道徳を明かにして知識を達し、
彝倫に基ひて事業に及ぼすを本末を憲まらずとす。」⁽¹⁾

「教学大旨」にも反映した儒教的本末思想の端的な表現である。知られるように、「物皆本末」があり、この本末の関係を明かにすることこそ重要であった。この関係の一表現として「道徳」は本、「知識」は末とされたのである。したがって、教育についても、「本末を云へば德育を本とし知育を次とし体育を末とす」⁽²⁾と述べられている。このように德育を本とする思想、それは、西村茂樹も吐露するところであり、

「他の二育よりは独り德育を重んぜざるべからず」⁽³⁾と述べたのである。

さて、以上に引用した元田・西村の発言によって、今や、道徳と知識、德育と知育が、それぞれ前者の優位において明確に分離していることが明らかである。前節で見た福沢の場合、德育は修身学という独自の領域を見いだしながらも、この修身学自体が知識の一領域とされることによって、德育と知育との区別は分明ではなかったこうして、德育即知育ともいべき事態が看取された。ところが、元田・西村を見る道徳・德育観においては、道徳、德育が、それぞれ知識、知育と明確に分離し、しかも優越している。「改正教育令」の首位教科修身は、知育と分離したこの德育の固有の領域を、しかもその優越性を表現するものに他ならなかつた。

上述の分離に関連して、儒教主義の道徳、德育は、さらに以下に述べるような特質を示している。

まず、儒教（主義）において第一義的な仁義忠孝の道徳について、「小学条目二件」が伝えるところを参考しよう。

「仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ、然レトモ其幼少ノ始ニ、其脳髄ニ感覚セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トモ為ス可カラス」⁽⁴⁾

ここには、仁義忠孝という道徳の特質が示唆されている。すなわち、「仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ」とはいうものの、それは「幼少ノ始ニ、其脳髄ニ感覚セシメテ培養スル」ことなしには、自らを「先入主」とすることなしには、保証されえない性質のものである。仁義忠孝をはじめとして、儒教主義の道徳がかような特質のものであればこそ、道徳は知識と、德育は知育と分離し、優先するのであろう。ともあれ、「先入主」とさるべき道徳、それは人民教化の要求にまさに照応的である。

なお、すでに周知のことながら、儒教主義の道徳が、仁・義・忠・孝をはじめとする絶対不変の諸徳目とし

て、それらの総体として、提示されたことを附言せねばならない。もっとも、「小学修身書」は、形式的にはこれらの諸徳目を表示しなかった。しかし、天皇の命を受け、元永孚が編纂した児童向け教訓書「幼学綱要」（明治15年）においては、孝行・忠節・和順等、20の徳目が表示され、これらの徳目ごとに格言や事例が列挙されている。⁽⁵⁾

ついで、儒教主義の德育観に眼を転ずるとき、知育と分離したこの德育について、今や「信仰と服従」が強調されていることを知る。後年の発言ではあるが、西村はいぜんとして儒教の尊信を要求する立場から、その当時の修身教科書について次のように述べている。

「知育の教科書には可なるべきも德育の教科書には未だ可ならざるに似たり、今其故を言はんに凡そ德育と云ふものは、信仰と服従とにて成立つ者なり、其訓言の博大精微は固より必要なりと雖も、其効果を収むるは博大精微に在らずして、信仰と服従とに在るなり」⁽⁶⁾
すなわち、知育とは異なり、德育は「信仰と服従」の問題とされたのである。それは断じて知的探究、自主的判断の問題ではなかった。さらに西村はいう。

「界域の狭きと信念の固からざるとは俱に学問上の欠点なり、唯国民の道徳を養はんとするには、寧ろ狭隘なるも信念の堅固なるを必要とす。」⁽⁷⁾

「寧ろ狭隘なるも信念の堅固なるを必要とす」の德育、これまた、知育と分離し、所与の道徳へのひたすらな「信仰と服従」を求めるものといえよう。こうして、西村の発言に、人民教化の要求にまさに照応的な德育観を見いだすのである。

かような德育観に依拠すればこそ、「改正教育令」下の「小学修身書編纂方大意」は、小学校修身科について、次のような注意を与えたのであろう。

「一小学修身ノ教授ハ修身学ヲ研究セシムルニ非ス信用謹慎畏敬愛望ノ諸感覚ヲ誘導スルニ在リ
一小学修身ノ教授ニハ勉メテ理論的ノ言ヲ避クヘシ」⁽⁸⁾
すなわち、知育と分離した德育は、断じて知的探究の問題ではなかった。さればこそ、「小学修身ノ教授ハ修身学ヲ研究セシムルニ非ス」したがって「勉メテ理論的ノ言ヲ避クヘシ」とされたのであろう。むしろこの德育は「信仰と服従」の問題であった。さればこそ、「信用謹慎畏敬愛望ノ諸感覚ヲ誘導スル」ことが強調されたのであろう。

さらに、同じく「大意」が示す次の注意もまた、上述の德育観に関連するものと思われる。

「一修身教科書ハ生徒ヲシテ之ヲ暗誦セシムヘシ」⁽⁹⁾
ここに見る「暗誦」の重視、それはすでに「小学修身

訓」が凡例で述べていた。それによれば——
「修身学ノ書ハ宜シキ生徒ヲシテ熟読暗記セシムベシ。
其意味深遠ニシテ。幼年生徒ノ理解スルヲ能ハザルノ語
アルモ。常ニ之ヲ記憶シテ忘レザル時ハ。年長ズルニ隨
ヒ。漸々其意味ヲ了解スルヲ得。一生之ヲ用フルモ尽
スヲ能ハザル者アラン。」⁽¹⁰⁾

このように、理解に先立って暗記が強調されたのである。編者西村は、Ⅱ章で紹介した巡視報告（明治10年）の当時から、暗記を強調していたが、後年（明治23年）次のように述べて、かさねて暗記を強調している。

「余謂ふ小学の生徒は其文を暗記して遺忘せざれば足れり、敢て其義を会得することを須ひず、其文辞能く児童の脳中に銘記しあらば、年長するに従ひ自然に其義を会得することを得べし」⁽¹¹⁾

かのような意味での暗記あるいは暗誦の重視、これまた德育が知的探究、自主的判断の問題ではなく、所与の道德へのひたすらなる「信仰と服従」の問題とされればこそ、導入されたのであろう。

以上、儒教主義において、知識、知育と分離し、これに優越する道德、德育について、若干の確認を試みた。その際、かような道德、德育観の修身科への反映に留意した。しかしながら、儒教主義の道德、德育は自らを修身科にのみ限定したのではなかった。元田はいう。「然ども体育知育も徳を離るべからず、故に德育は三つの者を貫く者とす。」⁽¹²⁾

このように、道德、德育は、本としての地位にもとづいて教育の全領域を支配し（その意味では、德育の領域は、修身科を中心としたがらも、教育の全領域に拡大される），知識、知育をも統制する。その一表現を「小学校教則綱領」の歴史科に見いだす。それは、江木千之が伝えているように、天皇の意向のもと、内容に「熟考」⁽¹³⁾を加えながら、「殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セコトヲ要ス」⁽¹⁴⁾るものとされた。

ふりかえってみれば、「学制」の当時、なかんずく福沢をとおして見たものは、知育の支配であった。德育もまた知育となつた。しかし、今や德育——知育との分離を特質とする德育——の支配。それは、国家の学校教育に対する第一義的要求が人民啓蒙から人民教化へと移行したことに対応するものといえよう。

註 (1) 元田永孚「教育大旨」明治23年。海後宗臣「元田永孚」昭和17年、日本教育先哲叢書第19巻、所収。p.150
(2) (3) 西村茂樹「德育談」明治30年。前出、「泊翁叢書第二輯」所収。p.1112
(4) 前出、「教育勅語渙発関係資料集」第一巻所収。p.3~4
(5) 同前書所収。

- (6) 西村茂樹「学校の德育方案」明治33年。前掲「第二輯」所収。p.1220
- (7) 同前。p.1228
- (8) (9) 前出、宮田丈夫編著「道徳教育資料集成Ⅰ」所収。p.12~13
- (10) 同前書所収。p.92
- (11) 西村茂樹「修身教科書の説」明治23年。前掲「第二輯」所収。p.540~1
- (12) 元田永孚、前掲「教育大旨」。p.150
- (13) 前出、「江木千之翁経歴談」上p.69
- (14) 「明治以降教育制度発達史」第一巻。p.254~5

あとがき

すでに明らかのように、この論文は一教科としての、さらには首位教科としての修身科（それらの教授内容、教授方法を含めて）の成立要因を、教科課程編成、国家の教育要求、および道徳観ないし道徳教育観の三者のうちに求めつつ、展開されている。修身科の成立過程は国家の教育要求を主導力としながらも、その際、国家の一定の教育要求が、さらに教科課程の（内容）分化的編成を条件とし、また一定の道徳観ないし道徳教育観に媒介されて、一定地位、内容、方法の修身科に対象化されたと考えられる。

しかしながら、この論文において、なかんずく道徳観ないし道徳教育観に即しての検討は、きわめて不十分なものにとどまらざるをえなかつた。修身教育史の分析視角をさらにゆたかにすることとあわせて、今後の課題とするものである。